

おいらせ町議会 平成30年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成30年第4回定例会記録				
招集年月日	平成30年12月11日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成30年12月11日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成30年12月11日 午後 3時31分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	馬 場 正 治
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	西 舘 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	川 口 弘 治	16 番	西 舘 芳 信
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	12 番	西 舘 秀 雄		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	赤 坂 千 敏
	病 院 事 務 長	小 向 博 明	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	田 中 貴 重
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 舘 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	2	議案第66号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	3	議案第67号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	4	議案第68号	おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について	
	5	議案第69号	おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の制定について	
	6	議案第70号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第71号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第72号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第73号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第74号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第75号	おいらせ町洋光台団地定住促進条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第76号	おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第77号	第2次おいらせ町総合計画基本構想の策定について	
	14	議案第78号	損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて	
	15	議案第79号	十和田地域広域事務組合規約の変更について	
	16	議案第80号	平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について	
	17	議案第81号	平成30年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	
	18	議案第82号	平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
	19	議案第83号	平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	
	20	議案第84号	平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
	21	議案第85号	平成30年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について	
議 員 提 出 議 案 の 題 目				

開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	4 番 高 坂 隆 雄 議 員	
	5 番 田 中 正 一 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 議 宣 告	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  (開会時刻 午前10時00分)
議 事 日 程 報 告	西館議長	西館秀雄議員は、本日所用のため欠席との申し出がありましたので報告いたします。
	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
当 局 の 説 明	西館議長	日程第1、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、欠員状態である委員の補充のため、木村啓一氏を推薦いたしたく諮問するものであります。 同氏は、教育現場での経験もさることながら、現在も教育相談

		<p>員として子供の教育、いじめなどの諸問題に対し活動するとともに、周囲の信望も厚く、委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦したくご賛同の意を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
質疑	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>6番です。おはようございます。</p> <p>私は1点、町長から考え方を確認したいと思います。</p> <p>この人事案件について私は反対するものではありませんけれども、この推薦する人の、例えば地域的なもの、それから年齢、男女別、いろんなものがあると思いますけれども、推薦するにどういうふうな形で選考しているのかですね、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>今いろんな部分で話ございましたけど、私は適任者であれば年齢あるいは地域に関係なく、どなたであっても、周囲が見てこの人いいよ、あの人いいよと推薦してくださればその中から人選を決定して、地域性も、教育委員とかそういうのは地域性もあるかもしれませんが、人権擁護委員の場合は人権擁護委員としてふさわしい方であれば年齢には関係ないと考えております。</p> <p>あとまた何か年齢以外でも当てはまる部分とかありましたらお願いします。</p>
答弁	西館議長	町民課長。
	町民課長 (澤田常男君)	<p>ただいまの平野議員の質問に補足で回答いたします。</p> <p>地域性ということでございますが、おいらせ町では人権擁護委員定数が7名となっております。考え方としましては、各中学校に2ないし3名配置できればいいのかなというふうに考えて人</p>

		<p>選しているところでございますが、今現在欠員状態にあるのは下田中学校区であります、下田中学校区で人選のほう検討しましたがなかなか見つからないということで、木村氏につきましては、木ノ下中学校区にはなることになるんですが、全体で7名を確保したいということで今回お願いしたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから諮問第2号について採決をいたします。</p> <p>本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件はこれを適任とすることに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第2、議案第66号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>議案第66号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります小向陸子氏が本年12月9日をもって任期満了となることから、後任の委員として浅野邦子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>ご提案いたしました浅野氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に定める学識経験者の委員として任命するものでありますが、略歴にもありますように、当町の二川目</p>

		<p>保育園において長年保育士として勤められ、子供の健全育成に深くかかわっております。培われた高い見識と豊かな経験から教育委員会委員として適任と考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第66号について採決をいたします。</p> <p>本案は議案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第3、議案第66号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます……大変申しわけありませんでした。ちょっとミスプリントがございまして、議案第66号と……初めの議案66号、67号についての採決をいたしますというふうに改めます。</p> <p>大変失礼しました。私単独の間違いでした。67号というふうに改めます。大変申しわけございません。</p> <p>では、進行したいと思いますので。</p> <p>町長。</p>
当局の説明	町長 (成田 隆君)	<p>議案第67号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります西館あい子氏が本年12月9日をも</p>

		<p>って任期が満了となることから、後任の委員として小向秀男氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>ご提案いたしました小向氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に定める学識経験者の委員として任命するものであります。略歴にもありますように、十和田市立三本木小学校長を初めとして長く教職を務められたほか、また現在においても、当町の教育委員会事務点検評価アドバイザー委員として当町の教育行政に深くかかわっております。培われた高い見識と豊かな経験から教育委員会委員として適任と考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしく申し上げます。</p>
	西館議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第67号について採決をいたします。 本案は議案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第4、議案第68号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
当局の説明	税務課長	おはようございます。

質疑	(福田輝雄君)	<p>それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書7ページから11ページになります。</p> <p>本案は、地域再生法に基づく企業の地方拠点強化及び移転に対し、固定資産税の軽減による支援を行い、本地域経済の活性化を図るため提案するものであります。</p> <p>その主な内容についてご説明申し上げます。</p> <p>8ページをごらんください。</p> <p>第1条では、固定資産税の特別措置を行う趣旨を明記しております。</p> <p>第2条から第5条までは、都心から本社機能の移転を支援する移転型に対する課税免除内容及び手続などを10ページにわたり規定しております。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>第6条から第8条までは、町内にある本社機能の拡充を支援する拡充型事業に対する不均一課税の内容及び手続などを11ページにわたり規定しております。</p> <p>なお、この条例は公布日の日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>6番、平野です。</p> <p>ちょっと1点だけ、この条例改正によってここにうたってある本地域の経済活性化を図るとあって、中身的には本社機能の移転とかそういうふうなのを見込んでおりますけれども、これが制定されることによってどのぐらいの効果が出るのか。3年間、3カ年の課税免除があるわけですがけれども、この3カ年間で、例えば本社機能移転とかそういうふうな見込みのある企業というのは予想されるのがありますか。</p>
	西館議長	<p>税務課長。</p>

答弁	<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>今のところ見込み的な形ではありません。</p> <p>ただし、この条例の制定によって商工観光課等で誘致企業を行う場合に、やはり八戸、三沢、六戸、十和田との地域格差をなくするために、やはりそういう整備を進めて行っていきたいという思いの中での制定になります。</p> <p>また、本社機能が移転する企業がある場合には、それなりの雇用等も見込まれるものもあると思いますし、3年後には償却資産等の課税等も確保することができるとの思いで提案しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野議員。</p> <p>当町には指定の企業が入るような団地というのはないわけで、それからいってもですね、この適用除外のところには工場誘致奨励条例が現在あるわけですけども、こういうふうな中でこの条例は施行されるんですけども、本当の効果というのはどういうふうな形が出てくるのかなというふうな私疑問感しているわけです。この工場誘致についての担当課の課長の考え方、これからこの条例の生かし方、そういうふうなのが考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、この地方活力向上地域に係る固定資産税の特例措置等については、国のほうで進めております地方拠点強化税制の改正に伴うもので、その中での経済対策及び企業誘致等の経済活動の推進であります。当町にあっては、議員おっしゃるとおりですね、工場の団地等持たないわけで、誘致のほうは進めておりますけれども、いざ誘導となれば企業側がある程度候補地を選定してくるわけですが、先ほど税務課長もお答えしましたとおり、近隣の市町村、県内含めまして全国的にもこの条例の制定が行われているわけでありますので、足並みをそろえるという意味でも、その基盤整備という形でこの部分の条例については制定してお</p>

<p>当局の説明</p>		<p>くと。</p> <p>あと、地方裁量の部分がありましたので、移転型についての減免、拡充型について不均一課税という部分では近隣と遜色ない程度に足並みをそろえるようにしておりますので、その辺は誘致企業を進める上では効果的だと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第68号について採決をいたします。</p> <p>本案は議案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第5、議案第69号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の12ページから14ページをごらんください。</p> <p>本案は、学校給食法に規定される保護者が負担する学校給食に要する費用の免除を行い、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的として定めるため提案するものでございます。</p> <p>その主な内容ですが、13ページをごらんください。</p> <p>第1条は、先ほど申し上げました条例制定の目的を、第2条は、本条例における定義をうたっております。</p>

		<p>第3条は、免除の対象者をおいらせ町立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、町内に住所を有する者とし、同第2項において生活保護法に基づく教育扶助を受けている者は対象としないこととしております。</p> <p>第4条では、免除の範囲として全額免除できる旨を、第5条は、委任事項を規定するものです。</p> <p>なお、条例は平成31年1月1日から施行し、その期限を平成34年3月31日までとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか</p> <p>13番、佐々木光雄議員。</p>
質疑	<p>13番 (佐々木光雄君)</p>	<p>13番。</p> <p>昨日は、給食費について活発な意見の交換やら応酬がありました。町長初め、教育長、総務課長、そして学務課長。ただ、事務方トップである副町長がきのうは一言も発しておりません。そこで、副町長からの見解を求めます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>副町長。</p>
答弁	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>給食費の無料化については、昨日一般質問の議論の中で町長の思い、それから議員の皆様の財政を思う、心配する思いが出尽くしたというふうに思っております。</p> <p>がしかし、今言われましたように、事務方を統括する者として一言、それでは私の思いを述べさせていただきます。</p> <p>一般質問に対する町長答弁と重複するかもしれませんが、私なりにこういうこともあるのかなと思いきのうから用意しておりましたものがありますので、ちょっと思いを述べさせていただきます。</p> <p>これまでの議員の皆様にお示しした財政計画においては、給食費の無料化を組み込んでおりませんが、その組み込んでいないという中で大変厳しいものがあると今まで説明をしてきたところ</p>

		<p>です。</p> <p>今後減っていく交付税の対応は、歳出の面では町民の生活に直接影響のない、例えばイベントや外郭団体への補助金等を含めた既存の事務事業の見直しをすることで対応していきたいというふうに考えております。</p> <p>一方、歳入では、この給食費の無料化実施により現在行っている定住対策、子育て対策と一体的、総合的に取り組み、少子化に歯どめをかけ、人口流出、転入者の呼び込みといった定住につなげ、人口がふえることで税収が伸び、町内の経済が回り、活性化されることを見込んでおり、そのメリットは大きいというふうに考えております。例えば、家が、人が住んで入ってきて家が建つ、そうすると関係業者の潤い、それから日用品の購買、商店の潤い、それから働き手がふえる、今現在、当町の企業においても働き手がないというふうなことを言われておりますので、その担い手がいるということで企業の拡大もしくは企業が進出してくるといふふうなことも想定されております。</p> <p>そこで、給食費の無料化を初めとした政策公約の実現に向けた今後の考え方、動きを申しますと、いつの時代もそうですが、時の町長は町民の平等、公平を守り、幸せにする義務があります。そのことを履行する際の事務事業への予算配分は町長の専決事項です。町長の思いが反映されて事務事業が決まり、それに伴う予算が決定されますが、いつの時代でもその際に、既に目的を達成した事務事業、効果のあらわれない事務事業、時代錯誤の事務事業は廃止しなければなりません。そして、真に望んでいる事務事業、効果の期待できる事務事業、時代に即した事務事業を行っていくものと思っております。その際、町民の審判を仰いだ時のトップに仕える補助機関として、着実かつ確実な住民福祉の向上のため、各種事務事業を執行することが行政に勤める我々の使命と思っております。</p> <p>今回、将来を見据え、よりよいまちづくりを行っていくことを訴えた成田町長の選挙公約が選ばれました。これは町民の民意です。そして訴えた公約事項は町民との約束事で、非常に重いものというふうに考え、必ず履行しなければならないというふうに思っております。</p> <p>なお、そのことでこの後審議していただく行政組織条例の一部</p>
--	--	--

	<p>を改正する条例案において、次年度は行政運営を担当する総務課、公約事項の推進を担当する政策推進課、財政運営を担当する財政管財課の3課が中心となって既存の事務事業の全庁的かつ本格的な見直しを行い、平成32年度にはスリムな行政運営ができるようにというふうに考えております。</p> <p>また、行政はいつの時代も今を生きる自分たちがよければよいのではなく、子供を産み育てやすい環境を整え、未来へつなぎ、上の世代を下世代が支える仕組みの現社会保障制度のもとでは将来の自分たちの生活を支えてくれる子供たち、孫たちへの投資だというふうに思っ町政運営、まちづくりを担うことが大切というふうに考えております。</p> <p>今後、少子高齢化、人口減少の進行と、2025年団塊の世代が後期高齢者突入、2040年団塊の世代が人生100年を目指して90歳を迎え、さらにそのジュニアが65歳の高齢者となる高齢者人口構成問題との大きな波が押し寄せてくることから、10年先、30年先の将来を見据えたまちづくりを行うべく、財政運営に取り組まなければならないというふうに考えております。</p> <p>先ほども述べましたが、そのことから多少のリスクは伴っても、他の自治体に先駆けて少子高齢化と人口減少に歯どめをかけ、税収の確保と交付税の確保に努めなければならないとの思いから、高齢者福祉施策を進めながら定住と子育てに特化したさまざまな施策を継続していかなければならないというふうに考えております。</p> <p>ただし、事務事業の履行には職員間での精査、調整の議論があり、当たり前のことですが、何よりも町長とは別に民意を反映された議員の皆さんの審議を経ることが大事というふうに考えております。</p> <p>私どもはおいらせ町の未来を担う子供たち、その子供たちを育てている保護者の皆さんを共助、公助ということで町民みんなで支え合っていきたいというふうに考えております。私どもは今後の財政運営をご心配されましたきのご意見を真摯に受けとめ、説明責任を果たし、行政執行に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ本旨をご理解くださり、本条例制定をご承認くださるようよろしくお願いいたします。</p>
--	--

質疑	西館議長	再質問、13番、佐々木議員、よろしいですか。 6番、平野敏彦議員。
	6番 (平野敏彦君)	私はきのう議論しましたので、中身的には理解しておりますけれども、この中でこの給食の対象になる目的というのは、親の負担軽減、子育て支援とあります。私はこの部分については1つ欠けているんじゃないかなと。まずは子育て支援の前ですね、結婚する、子供を産み育てる、そういうふうな環境整備がまず一番最初に来るんじゃないかなというふうな思いがあります。
		これによって定住促進が進むとありますけれども、定住促進が進むということは、他の地域からの転入者を見込んでの定住促進なのかなというふうな、青森県全体で毎年2,000人ぐらいずつ減って行って、どこかの地域が減っているわけで、そこからの人口奪い合い的なこの政策で本当にいいのかなというふうな思いもあります。自分の町だけがふえればいいのかというふうなものでもないんじゃないかなと思いますし、基本になる子供を産み育てる環境をまず整えて、地域にちゃんとそういうふうな人が根づくような形にしないとですね、今までやってきた下田小学校区、甲洋小学校区、この部分の取り組みをしてきたものがですね、結局薄れてくるんじゃないかというふうな気がします。ですから、今一番問題な児童数が少ない地域の取り組み、対応、そういうふうなものをちゃんと念頭に入れて政策を組んでほしいというふうなことを要望して終わります。
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ありませんか。
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 2番、澤上 訓議員。
討論	2番 (澤上 訓君)	2番、澤上です。「済みません、壇のほうで」の声あり) 向こうか。はい、わかりました。

討論	西館議長	<p>今回から、議運で決しましたので、演壇でお願いします。</p>
	2番 (澤上 訓君)	<p>昨日の一般質問でのやりとりを聞きまして、私は一晩考えさせられました。学校給食費の無料化についてはまだまだ議論の必要性があるのではないかという思いが込み上げてきました。</p> <p>その理由としては、1つ目は、財政の問題が考えられます。全て自主財源であるということから他の行政サービスに影響を及ぼし、住民サービスの低下につながるのではないかという疑問、これは例えば予算編成において委託とかそういったものもカットしやすい部分はカットしていくということになると、雇用されている方々への影響というのも出てくるだろうと、そういういろんな角度から考えていくと、やはりサービスに影響が及ぼすのではないかというふうな疑問を感じました。</p> <p>2つ目として、給食費の無料化は3年と3カ月という期限つきであるため、直接定住促進につながらないのではないかという疑問。</p> <p>3つ目として、子育てをしていく上で子供の衣食住については、親として最低限行うべき責務であると考えております。</p> <p>よって、全額無料でなくとも減額するなどの軽減措置でいいのではないかという考え方。</p> <p>以上のことから、もう少し慎重に進めてもいいのではないかということで、私は賛成しかねます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>ほかに、ほかに、原案に賛成の者を許します。</p> <p>7番、<b>檜山 忠</b>議員。</p>
討論	7番 ( <b>檜山 忠</b> 君)	<p>7番、<b>檜山</b>ですけれども、賛成討論をいたします。</p> <p>先ほど副町長があれだけ話をさせていただきました。それだけでももう賛成に値するというふうに考えますけれども、私は私なりに考えたことをお話をして賛成討論とさせていただきます。</p> <p>給食費無料化については、きのうもそうでしたが教育長が再三話していることではありますが、生徒たちの生活環境を考えると、先生方は給食費の徴収を大変苦勞していました。それが無料化で解消されて、生徒たちに公平、平等に接することができることは、</p>

<p>討論</p>	<p>西館議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>教育上大変ありがたいことでありますと話しておりました。</p> <p>いまだにこの時代にあっても給食費を払えない貧困にあえぐ生徒たちもいるとのことですが、私たちの時代にも家庭の事情で中学時代には弁当持っていけない生徒がいました。私もその中の 1 人でしたが、昼休み時間には同じ境遇の仲間と山学校をして時間を潰したものであります。時代が時代でありましたが、寂しくもひもじい体験をいまだに思い出します。今の生徒たちにそのようなつらく寂しい思いをさせてはならないと思うものであります。</p> <p>公平、平等であれば生徒たちはおいらせ町に感謝する心が生まれ、やがてはおいらせ町を愛し、将来町を背負って立つ若者に、そして町民になると信じております。</p> <p>財源については、行政、議会、町民が一体となって対策を考えるならば、必ずや確保できます。</p> <p>また、いつの時代であっても親には子を思う心は変わりはありません。無料化も町の親心と考えるならば、町民皆様もその心が理解いただけると信じております。その心が近隣の住民にも受け入れられ、町の定住促進にもつながるものと考えておるものであります。</p> <p>以上、簡単な賛成討論であります。終わりますが、議員皆さんの賛同をよろしく願いをいたします。</p> <p>終わります。</p> <p>ほかに反対討論（「賛成討論」の声あり）賛成討論。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。演壇にてお願いします。</p> <p>給食の無料化については、子育て家庭に対する教育費の経済的支援という観点から、町独自で取り組む可能性があり、成田町長はリーダーシップのもとにですね、給食費の無料化であり、町の子育て環境の向上のために町民が最も望む施策として、公約として考えているのであります。町民の子育て支援を第一に考えた町長の発案でスタートする施策であり、給食費の無料化を実施することにより町民の子育て支援、人口増加、出生率の向上、貧困家庭支援等の効果や町の活性化も見られ、町民も高い支持をすと思いますので、議員の方々の賛成をお願い申し上げます。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>討論</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (佐々木光雄君)</p>	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>13番、佐々木光雄議員。</p> <p>本案に賛成する立場から討論を行います。</p> <p>本定例会、5人の一般質問のうち3人の議員の皆さんが給食費の無料化で活発な議論が展開されました。特に、私は教育長の答弁の中に、現場を経験した方でないとわからないような、いろいろな胸を打つような言葉が出ておりました。それは食育に対する子育て、本当にやっぱり現場を見ている人は違うなというふうに感じました。</p> <p>財源についても、当局の的確なる説明で、厳しい中でも推進できるというように私は確信を得たわけであります。</p> <p>定住促進条例とセットで、住んでみたい町おいらせ町、住んでよかった町おいらせ町、この両輪でさらなる躍進を期待し、本案に賛成するものです。</p>
<p>討論</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (馬場正治君)</p>	<p>8番、馬場正治議員。</p> <p>演壇でお願いします。</p> <p>本案に賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。</p> <p>12年前、旧百石町、旧下田町が合併しておいらせ町をつくるという中でですね、1年間31人議会が町民交流センターを議場にして開かれました。そのときに両町の財政の比較とかですね、さまざまな話し合いが行われた中で、当時の旧百石町の給食は給食センターがございましたので、そこから全ての学校に給食が配給されたわけですね。旧下田町は自校式ということで各学校で給食つくって食べさせたと。給食費の収納の方法も違っておりました、旧百石町のほうは銀行振り込み、口座引き落としですか。下田町の学校は各担任の先生が生徒に袋を持たせて収納したと。その収納率、給食費の回収率がですね、旧百石町は70%台、20%以上が滞納という現実がありました。下田町町内の学校は90%以上と。そういう収納率の差もあったわけでございますけれども、そういったことを解消する意味で合併後は担任の先生が収納することをやめて、銀行振り込み、通帳口座引き落としというこ</p>

	<p>とになったわけです。</p> <p>昨日の一般質問の教育長の答弁の中でも校長時代に各担任の先生の業務を管理する中で、生徒の給食費を担任が集めると、その中で持ってこられない生徒と、きちんきちんと毎月納める生徒、どうしても生徒の中でもそれがわかってしまうわけですね。わからないようにするためにダミー、要するに持ってこなくてもいいから袋だけ持たせるというふうなこともやらざるを得ないときもあったと。これはもう大変なことだということですね、教育上も問題がある。そういった意味もあって、やはり給食費は、私は公平にですね、今後は、町の発展ということもあります。例えば、町の産業の発展には企業誘致、これが一番だというのはもう従来、昔からの考え方ですけれども、企業誘致をした場合、景気が悪くなるとさっさと引き上げる。もういなくなるわけですね。ところが、この子育て支援による人口の増加は、景気が悪くなっても子供たちは出ていかない、逃げないんですね。子供をおいらせ町の学校で育てたいと思う親御さんはいらせ町に住むわけですね。それによっていろいろな税収の効果がある。子供を育て上げるまでは出ていきませんので、半永久的に税収はふえ続けるわけです。会社を持ってくるには金がかかるんですけれども、子育てのための若い夫婦を町に呼び込むにはですね、現実にお金をかけなくてもそういった子育て支援とか、制度をつくることによって人は集まってくる。だからこそおいらせ町は合併して12年たっても人口は減らない。今の若い人たち、どこに家を建てようか、どこに土地を買おうか、調べています、すごく。六戸町の小松ヶ丘、あそこが最近ふえているというので注目されていますけれども、おいらせから小松ヶ丘へ移った若い夫婦も知っています。土地代はいらないよといっているわけです、工務店が。土地代はうちが持つから家建ててくれと。もう坪3,000円とか5,000円で家建てているもんですから土地代二、三百万工務店が出しても建ててくれれば元取れると、それで家がどんどんふえているのが現実だそうです。聞いた話ですけれども。</p> <p>以上のような理由からですね、私は今回の給食費の無料化、それも公平に、所得に関係なく、子供たちは皆公平ですよ。子供たちがいっぱいお金稼いでいる子供とか稼げない子供とかないわけです。それは親が違うだけであって、学校で勉強したり、いろ</p>
--	--

<p>討論</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>んなことを学ぶ立場では子供は公平ですから、公平に全て無料にする。これももう大賛成でございます。</p> <p>以上のような理由で、本案には皆さんの賛成をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>学校給食費の無料化、私は賛成する1人であります。</p> <p>なぜか。町長選挙の目玉施策であります。公約で掲げて選挙戦を戦いました。私は成田 隆後援会会長、現在もやっております。</p> <p>当時、幹部会であらゆる角度からいろいろ検討しました。その結果、一番心配されております、澤上 訓議員も今おっしゃいました。きのうも3人の議員から財政は心配ないですか。もっともな話であります。町民の税金で学校給食費を使うんですから、もっともな話であります。</p> <p>その当時、私は洋光台の団地の借金の返済、30年度で終わりますということがありましたので、1億円それに充てると。</p> <p>さらにきのうもおっしゃいましたけれども、政府が来年度10月に消費税を8%から10%に値上げをする方策を打ち出しております。そうなりますと、幼保の保育料が無償化になりますとの報道であります。そうなりますと、きのうも私お話ししました。現在、我が町で保育園にかけている一般財源の持ち出し1億4,000万余りであります。</p> <p>私は消費税が10%に上がりますと保育料が無料になりますので、私は洋光台の1億円の返済とこの保育料の軽減、これを合わせますと財源は何とか持ちこたえると、こう思っております。</p> <p>そして、平野議員も先ほどおっしゃいましたけれども、定住促進につながらないような話もありましたけれども、私は学校給食費を実現いたしますと、定住促進につながると確信している1人です。</p> <p>何よりも町長の目玉政策であります。そのことは成田 隆広報、選挙広報、全町民にお渡ししております。それを見ての選挙結果でありますので、私は学校給食費無料化に踏み切ってもよろ</p>
-----------	------------------------------------	---

当局の説明	西館議長 (議員席)	しいと、こう思っている1人です。 以上です。
	西館議長	ほかに討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b> なしと認め、討論を終わります。 これから議案第69号について採決をいたします。 本案については異議がありますので、起立によって採決します。
	西館議長 (議員席)	議案第69号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 <b>**賛成者起立**</b>
	西館議長	起立多数です。着席してください。 起立多数ですので、議案第69号は原案のとおり可決されました。「(反対討論しているんだから反対もとるんじゃないの)」の声あり) 起立多数で、9名というの確認しましたので。
	西館議長	日程第6、議案第70号、おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。 議案書の15ページから21ページ、新旧対照表は102ページから105ページになります。新旧対照表でご説明をいたしますので102ページから105ページをごらんください。 本案は、政策公約を具現化するべく組織体制を整備するとともに、事務の執行体制を強化し、効果的かつ効率的な行政運営体制を構築するための行政組織機構の見直しを行うことに伴い、課の組織及び課の分掌事項を改めるため提案するものであります。 主な改正内容は、分庁サービス課を町民課の分室に、企画財政課を政策推進課と財政管財課に改編し、あわせておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>なお、環境保健課、介護福祉課の本庁舎移転に伴い、地域整備課を分庁舎に移転するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>今説明がありましたけれども、1つには政策公約の具現化をする、効率的な行政運営に努めるというふうな、進めていくというふうなことで、私はこの前の財政計画等の中でも、非常に将来的に厳しい財政運営になっていくというふうなことで、私は行政組織の見直しをするということは、1つは財政的効果も生まれるんじゃないかと期待をしていたんですけれども、その項目が全然出てこない。政策を進めるための部分については、金をかけてもいいというようなことで理解をしていいのかどうか。</p> <p>町民の声がですね、実際にどこにどう生かされているのか。</p> <p>この2点をお聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず、環境保健課と介護福祉課を本庁舎にするという形になります。移転に伴い多少なる不便をおかけすることも承知しておりますが、この福祉部門の関係課が本庁舎と分庁舎に分かれていることもあり、用件により町民の間に庁舎間の移動を強いられてきている部分もあります。</p> <p>これまでの機構改革でもワンストップサービスの実現に福祉部門を同一庁舎に配置すべきという議論が上がってまいりましたが、これまで見送られてきた経緯があります。このたび、機構改革で町民課、環境保健課、介護福祉課の福祉3課に加え、税務課、会計課が同一フロアになることでワンストップサービスの実現が可能になり、本庁舎で用件を済ませることがまず最大のメリットとして考えております。</p> <p>また、財政部門のほうの話にもなりますけれども、まずは企画</p>

		<p>財政課の部分というのがございます。現在の企画財政課は平成25年4月1日に施行の行政組織の見直しにより計画と財政の一体化を目的に統合してきました。平成25年度に企画財政課が設置されてから現在に至るまで、マイナンバー制度や地方創生事業など、国が主体する新たな業務が開始され、企画財政課の役割は広範囲かつ過大となってきたのが現状です。</p> <p>また、昭和40年から45年に整備された旧町の公共施設の老朽化に伴い、マネージメントの強化が求められています。</p> <p>このように、企画財政課が当時、統合した当時と時代が変化しております。今後は持続可能な行政運営、もしくは持続可能な税源ということもございますので、両部門ともそれぞれ機能を強化することが必要であるということで判断して今回改正しているものであります。</p> <p>以上になります。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>財政効果については、私は全然この条例改正をするについては検討されていないなというふうな気がします。実際に管理職も減らない、人件費がふえて大変だというふうなことで町長も答弁しているんだけど、そういうふうな中身が全然この中には盛られていないんじゃないかというふうな思いが1つあります。</p> <p>それから、ワンストップサービスを実現するために、福祉関係を本庁舎に持ってくるとありますけれども、本庁舎周辺で、例えば北部だって旧百石分庁舎の周辺、ああいうふうな高齢者の方々というのは歩いて来られるんですけども、この本庁舎に持ってくることによって手段が今度なくなるわけですね。こういうふうなものというのは本当に高齢者に対する配慮がなされているのか。効率的な行政運営というふうなことであれば、弱者が切り捨てられてもいいというふうな思いがあるのか、私はちょっと理解に苦しみます。やはり一番そういうふうな地域にいる方々が恩恵を受けられるような行政の運営なり配置をすべきだと思うんですけども、このままでいいんだというふうなのであればですね、私はちょっとこの部分についても理解しかねます。</p> <p>いろんな意味で、財政計画と連動した1つの条例改正というの</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	

	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>があつてしかるべきだなというふうな思いがありますけれども、財政課長、このままでいったら財政効果というのは期待できるんですか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、財政的な部分で、効果というところで答弁いたします。</p> <p>先ほど副町長のほうでの思いでもありました。今後、健全財政のもと政策推進をしていくために、来年度から総務課の行政経営部門、それから機構改革後の政策推進課、それから機構改革後の財政管財課、この3部門が調整しながら抜本的な事務事業の見直し等行っていくというものでございます。そういった点からも財政的効果は見込まれると思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>いろいろ通うのということ、弱者の方の対応ということになりますけれども、まず障害者に対してみれば、まず申請書などは今までどおり、町民課分室で受け取りができるような形で配慮をしております。その中でも、どうしても分室だけで行っていた場合、そのために町民課のほうとか、関係課のほうと確認をするのに時間がとられるという現状もありましたので、そういうふうなものをなるべくなくすることが住民サービスになるだろうということで、ワンストップという部分も考えられております。まず1つ、出生届を例にいたしますと、戸籍の届け出がなされた場合、これを本庁舎に集約することによって届け出時に保健師の面談が今度可能になり、ほかの部分でも、お客様をカウンターに座らせた上で、担当の職員が、逆にいろんな課が連携しながら、お客様をそのままにした状態で職員が動くということのサービスも今度ではできるようになるということで、現在調整も行われております。</p> <p>今回の機構改革は、住民サービスの充実という形には私どものほうとしてはなると思っていますし、今までも議論されてきて、</p>

質疑	西館議長	<p>なかなかそれが解決できなかった部分でありますので、ぜひ今回こういう形で1階の、本庁舎1階に民生3部門及び税務課、会計課が一緒になるような体制をつくっていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願います。</p>
		<p>6番議員、よろしいですか。</p>
		<p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>財政課長もこの事務事業の見直しをして、財政効果が生まれるというふうな話は、私はちょっと、数字的なものが全然出てこない。本当に見直しをして金が生まれてくるんだっただけですよ、いつからやればいいんですよ。</p>
		<p>やはり、今課題になっているのが、給食でもそうですけれども、いかに財政運営を効率的に進めるかというふうなことでいったら、この行政組織を見直しすることによってこのぐらいの財政効果が生じて、給食とかそういうふうなのに波及効果が生まれますよというふうなのであれば、私はなるほどなと思うんですけども、本当に自分たちの事務を進める利便性だけを考えて行政組織の改正じゃないですか。町長、どう思います。</p>
答弁	西館議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	<p>町長に質問でしたけれども、私の方からも一言言っておきたいというふうに思っております。</p>
		<p>まず、財政効果の話なんですけれども、先ほど企画財政課長が言いましたように、今後、企画財政課が2つに分かれることによるメリット、それらは事務的なことだけではなくてですね、今現在置き去りにされております町の公有地、未処分地が結構存在しております。それらについても売却を進めて、そして固定資産税を上げるというふうな作業にも入っていきたいと考えておりますし、また、今まであった建物、高度成長期時代に建てたコンクリートのものがいよいよ修繕、それから建てかえというふうなときに入ってきております。それらを町民の納得できるような形で統合なり、廃止なりというふうなことを進めていかないと、財政がこのままだとパンクするというふうな状況なので、その辺</p>

<p>答弁</p>		<p>も考えての企画と財政を分離したというふうなことであります。</p> <p>それから、福祉の関係ですけれども、1つにまとめ上げたという背景にはですね、先ほど総務課長が言いましたように、それぞれの効率がよくなかった部分が挙げられてきておりますし、それが町民の声でもありました。</p> <p>それをやることによって、じゃあ不便が生じるのではないかというふうな話をされておりますけれども、実は、町民バスの時刻を調べたところ、本庁、分庁を結ぶ便がですね、1時間に1本ずつあるというふうなことがわかりまして、それであれば不便を来すことはないだろう。そしてまた、おのおのがほとんど自家用車を使うというふうな状況にある関係上、やっぱり一局にしたほうがいいのかなど。ただ、障害者のように交通の手段を持たないという人たちについては、今までもそうですけれども、それぞれ家族もしくは知人等が車で送り迎えしていたというふうなこともありますので、それが分庁舎から本庁舎に変わるというだけのことであると考えておりますので、その辺を考えると、今すぐ人件費での削減という効果はあらわれないかもしれませんが、将来的に見た場合には財政的には十分減額になっていくんであるというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>今、副町長が答弁したバスの件なんですけれども、確かに本庁舎、分庁舎、交互に行くよというふうになりますと、おおむね1時間に1本ぐらいが見込まれるんですが、本庁舎から分庁舎のほうに行くよという片方だけを見た場合は、おおむね2時間に1本になりますので、その辺のところご了承お願いしたいと思います。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>西館議長 (議員席) 西館議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第70号について採決をいたします。</p> <p>本案は議案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>15分間、11時20分まで暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時06分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第7、議案第71号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長</p> <p>(泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の22ページ、23ページをごらんください。新旧対照表は106ページになります。</p> <p>本案は、本条例所掌事項の取り扱いにそぐわない現状となっている要保護児童対策地域協議会を附属機関から削り、新たに設置要綱を制定するため提案するものです。</p> <p>具体的には、平成27年4月に本条例で協議会が設置されましたが、協議会の所掌事項は児童福祉法第25条の2に規定する事項としており、要保護児童及びその保護者等への適切な支援を図るために必要な関係機関との情報の交換を主にしており、地方自治法における附属機関に内容がそぐわない現状となっております。</p> <p>なお、要保護児童対策地域協議会設置要綱を新たに制定し対応を行うため、本条例上廃止するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>



		<p>ですね、設置要綱のほうで運営していきたいというふうなことから提案したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
	西館議長	6番、平野敏彦議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>わかりました。ありがとうございます。この構成の部分がよく理解ができませんでした。</p> <p>それともあと1点、最後、当町にあっては、ネグレクト、子育て放棄、こういうふうな事例が実際にありますか。</p>
	西館議長	町民課長。
答弁	町民課長 (澤田常男君)	<p>現実問題として、ここ何年かふえてきている状況でございます。子育てにかかわって育児ノイローゼといいますが、そういう形になって子育て放棄したり、あるいは母親がそういうノイローゼになったりしてですね、ちょっと生活自体が危ういというような形の方もありますし、いろんな情報が入ってきていますので、それぞれ個別に対応しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	6番、平野議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>非常にこういうふうな事例があるということはですね、これからもいろんな中で件数はふえてくる可能性があるというふうに思います。子育て放棄とか、そういうふうな部分につながるものというのは、やはり地域的なつながりが欠けてきているんじゃないか。やはり横の連携がちゃんとしないと目配り気配りがされていない孤立化したシングルマザーとか、そういうふうな部分は非常にこういうふうな状況に陥るんじゃないかと思います。行政としては、担当課、町民課だけじゃなくて、横断的な形での部分の組織をして対応すべきだと私は思うんですけども、この最後、この1点だけ。</p>
	西館議長	町民課長。

<p>応答</p>	<p>町民課長 (澤田常男君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>関係課が横断的に対応していくべきというご質問でございますが、要対協の実務者会議の中には環境保健課とか、学務課とか、関係課が入って、介護福祉課も含めてですけれども入っております。その中で随時いろんな形でそういう情報交換しながら進めております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。ほかに討論ありませんね。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第72号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の24ページから55ページをごらんください。新旧対照表は107ページから140ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じた職員の給料月額、宿日直手当、勤勉手当及び扶養手当の額等を改正するため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、本年10月11日に行われた</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の24ページから55ページをごらんください。新旧対照表は107ページから140ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じた職員の給料月額、宿日直手当、勤勉手当及び扶養手当の額等を改正するため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、本年10月11日に行われた</p>

<p>当局の説明</p>		<p>青森県人事委員会勧告に準じ、給料表の額及び宿日直手当の額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合に係る総額を0.05月分引き上げるもので、平成30年4月1日からさかのぼって適用するものです。</p> <p>また、あわせて、扶養手当の支給について上位の職の級となる職員へ支給額の見直しを行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第72号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>西館議長</p>	<p>日程第9、議案第73号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>	
<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の56ページ、57ページをごらんください。新旧対照表は141ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであり</p>	

<p>当局の説明</p>		<p>ます。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、平成30年12月1日からさかのぼって適用し、平成31年度以降の支給割合は、6月期、12月期ともに同じ支給割合とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第73号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第10、議案第74号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の58ページ、59ページをごらんください。新旧対照表は142ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>主な改正内容を申し上げますと、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるもので、平成30年12月1日からさかのぼって適用し、31年度以降の支給割合は6月期、12月期ともに同じ支給割合とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。  **なしの声**</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。  **なしの声**</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第74号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  **なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第11、議案第75号、おいらせ町洋光台団地定住促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。 議案書60ページ、61ページをごらんください。 本案は、本条例による洋光台団地定住促進助成制度が平成31年3月31日をもって失効となりますが、対象分譲地が完売していないことからその効力を3年間延長し、引き続き制度活用による完売を目指すため提案するものであります。 具体的には、洋光台団地分譲地の早期販売と定住促進を目指し、土地購入者が住宅を建築した際に土地代金の一部を助成金と</p>

		<p>して交付する制度を設けており、その額は東日本大震災被害者の場合は平米当たり約1万8,000円、坪にいたしますと約6万円、一般の方は平米当たり約1万2,000円、坪当たりになりますと約4万円となっております。</p> <p>143ページをごらんください。新旧対照表であります。</p> <p>条例の附則第2項、条例の失効に規定されている時限の期日、平成31年3月31日を3年間延長し、平成34年3月31日に改めるものであります。</p> <p>なお、分譲区画数の関係ですが、これまで残り5区画ございましたが、現在1区画について売買手続中であります。これが成約できますと、残り4区画となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。
		質疑ありませんか。
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。
		初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第75号について採決をいたします。
		本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	西館議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第12、議案第76号、おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		商工観光課長。
当局の説明	商工観光課長	それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。

	<p>(久保田優治君)</p>	<p>議案書の62ページ、63ページをごらんください。</p> <p>本案は、既存の工場誘致奨励金交付制度における3種類の奨励金のうち、立地奨励金を政策上廃止し、あわせて指定工場の認定申請の時期に関する規定を追加等するため提案するものであります。</p> <p>その改正内容を申し上げますので、参考資料の144ページ、145ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>まず、第4条第1項から第3項及び第5条第1項本文では、指定工場等の指定の申請方法、申請時期及び町の指定方法などの規定の追加等を行い、第5条第1項第1号から第3号、同じく第5条第2項では、改正前の第5条第1項第1号の工場立地奨励金の号番号の削除による同項中の号番号の繰り上げと引用規定の整理をしております。</p> <p>次に、第6条ですが、立地奨励金の廃止に伴い、削除というように改正をしております。これは、施工規則等において条例を引用する条文及び様式番号等が煩雑になることを回避等するための措置であります。</p> <p>また、附則第1項では、本条例の施行日を公布の日からとすること。</p> <p>附則第2項では、本日現在適用予定はございませんが、本改正手続中における公布日までの間に適用事案が発生した場合の取り扱いに関する経過措置について規定したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第76号について採決をいたします。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第13、議案第77号、第2次おいらせ町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第77号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書64ページをごらんください。</p> <p>本案は、第1次おいらせ町総合計画の計画期間が今年度末で終了することに伴い、引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第2次おいらせ町総合計画基本構想を定めるに当たり、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2項の規定に基づき提案するものであります。</p> <p>基本構想であります。総合計画の根幹となるものであり、基本理念や町の将来像、まちづくりの基本方針、土地利用基本方針で構成されており、計画期間は10年間となります。</p> <p>66ページをごらんください。</p> <p>まちづくりの基本理念であります。</p> <p>おいらせ町自治協議条例の理念のもと、まちづくりを進める上で大切にしたい基本的な考え方として、町民と議会と行政が一体となったまちづくり、自然と共生し、文化がいきづままちづくり、幸せを実感できるまちづくりの3つを掲げております。</p> <p>67ページをごらんください。</p> <p>おいらせ町の“みらい”、町の将来像であります。</p> <p>町を取り巻く現状と将来を総合的に踏まえ、町の将来像を「子どものびのび 大人いきいき ともにつくるおいらせ町」と定めるものであります。</p> <p>68ページ、69ページをごらんください。</p> <p>まちづくりの基本方針であります。</p> <p>将来像を実現するために7つの分野を中心に行政運営を進め</p>

<p>当局の説明</p>		<p>ていくものであり、基本方針1、町民と議会・行政がともに考え、行動するまちから、基本方針7、健全な行財政運営による持続可能なまちまでの7つの基本方針を定めるものであります。</p> <p>70ページから73ページをごらんください。</p> <p>土地利用基本方針であります。</p> <p>将来像の実現に向けて総合的かつ計画的な土地利用を推進するための基本的な方針であり、エリア区分と拠点配置、道路体系から構成されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第77号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>町長</p> <p>(成田 隆君)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、議案第78号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>議案第78号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、損害賠償請求人に対し、おいらせ病院の緊急時の診療体制と術後の診療管理等の不備から両下肢動脈血栓症を生じさ</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>せ、自力立位と歩行が困難になる後遺障害及び精神的負担を与えたものであります。</p> <p>損害賠償請求人に救肢できる時間内に適切な治療を実施できなかったことを深く反省し、謝罪を申し上げます。済みませんでした。</p> <p>詳細につきましては、病院事務長より説明いたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第78号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の74ページから76ページになります。</p> <p>本案は、おいらせ町と損害賠償請求人、甲との間で和解を別紙のとおり成立させるため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>損害賠償請求事件の賠償額を定め和解を成立させるため、地方公営企業法第40条第2項及びおいらせ町病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により提案いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、損害賠償請求人について、甲。</li> <li>2、損害賠償被請求人について、乙、おいらせ町となります。</li> <li>3、損害賠償額について、2,800万円。</li> <li>4、仮合意書の和解条項について。</li> </ol> <p>和解条項については平成30年11月1日締結しております。</p> <p>(1) 乙は、甲に対する治療に対応のおくれがあったことについて謝罪し、乙が経営・管理する医療機関における当直体制等の改善に努力することを約束するとともに、甲に対し賠償金として金2,800万円を甲の指定する口座に、乙の議会の議決がなされてから1カ月以内に送金して支払う。</p> <p>(2) 甲は、乙および乙の職員に対して、前項の賠償責任を除き、民事、刑事及び行政的な責任追及を行わないことを約束する。</p> <p>(3) 甲及び乙は、本件に関し、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほか、甲乙間に何ら債権債務のないことを相互に確認した。</p> <p>(5) 甲及び乙は、仮合意書が議会の議決を経たときは、これを本合意書とみなすことを相互に確認した。</p>
--------------	--------------------------------------	--



<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>金で解決すればいいのかと、言葉は悪いけれども、もう金で解決するしか方法はないというふうに受けとめました。</p> <p>それと、おいらせ病院、開設以来もう何十年もたっていると思います。その医療安全対策でこの文言、誰が考えたかわかりませんが、当然行っていなければならない文言であります。今、事故が起きたから、今後安全対策として日当直時の連携体制を強化してまいります。もう前々からあってしかるべきではありませんか。</p> <p>とにかく、どなたの先生にも携帯が通じない。私は本当におかしいと思います。病院の先生方も頑張っていると思いますけれども、結果的にこのようなミスが生じたわけでありまして。事務長、私の言っていることがおかしいでしょうか。</p> <p>病院事務長。</p>
	<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>松林議員にお答えいたします。</p> <p>もちろん、以前から安全対策については体制としてはありました。ありましたが、この事件が起こった日は土曜日という部分もありまして、先生方、研修中電話も通じない、研修と、あとは電話に出られない場所にいたという部分もありまして、その点は非常に、2時間も連絡が取れなかったというのは非常に残念な結果となっております。</p> <p>当時の当直医師もおりましたが、内科の医師でありまして、実際術後の患者については、当時院長初めとして外科医が3人の体制で術後の患者を診る体制がありました。その部分について、そのときの看護師の連絡体制も、その3人の医師に対しての最初に連絡する部分がありまして、それで時間の経過もありました。その後、連絡が取れた院長から血栓溶解剤、治療の部分が始まりまして、その後に各検査が行われ、家族への説明等が行われた後でCTを最後に撮りまして、血栓で動脈が詰まっていると。それで市民病院に搬送されるという形になって、時間が経過してしまったという一連の、何ですか、治療の結果と検査もあったんですが、その部分でのおくれというのもやはり大きかったのかなと思っております。</p> <p>現状では八戸市民病院との連携のほうも、中枢連携の部分で医</p>

質疑	西館議長  14番 (松林義光君)	<p>師の派遣とかいろいろありまして、その部分についてもすぐ何かありましたら市民病院のほうにも搬送するという体制的にはできております。</p> <p>その時点に関しては、土曜日ということもあり、先生方の3人にも連絡がつかなかったというのが一番の大きな原因と考えておりまして、その部分だと思っております。</p> <p>以上になります。</p> <p>14番、松林議員。</p> <p>土曜日であろうと、何であろうと、結果的には病院のミス認めて、損害賠償額2,800万を支払いますよということは、病院のミス認めたということになるでしょ。もしかすると、もっと早い時間に適切に対応しておれば、この甲の方、歩行が可能であることもあり得たわけでしょ。6時間以上もたっているから、もう歩行困難に陥ったよということだと思います。プロのやるべき仕事ではないと、こう思います。</p> <p>事務長、前にも、何か前にも裁判があつて、ミスがあつたような気がしましたけれども、これからも起き得る可能性はあるかもしれないけれども、今後、このようなことがないように十分配慮してもらいたい。そのことをお願いして終わります。</p>
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>病院の開設者として一言おわび申し上げます。</p> <p>この時期を見ますと、26年ということは、私まだ町長として在籍していたときの事故だと思っておりますけれども、そのときは何ら報告を受けた経緯はないわけですから、そのときはこういう事態が生じるというところまで、病院のほうも先生方も考えていなかった部分であったのかなという気がしております。</p> <p>その後、こういう事態になって現在に至ったということで、本当に大変申しわけなく、責任を感じております。</p> <p>先生方も最善を尽くしたと思いますけれども、結果的にはこうなったということですね。残念な結果になりました。</p> <p>そして、皆さんもご存じのとおり、病院の先生は今全国的に足</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>りないということで、なかなか我々素人がその技術的なことに口を出せない部分もあります。そしてまた、強い要望というんですか、事務長はもちろん、私も言えないような立場ですから、なかなか言いにくい部分はあります。</p> <p>しかしながら、やはりこういう事故が2回も続きますとですね、裁判になるような事件が2回続いているということは大変遺憾であるので、今度病院の先生方と何か懇談する機会がありましたら、強く要請したいと思います。ご了承ください。</p> <p>大変申しわけありませんでした。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>6番です。</p> <p>私は今この経過を見て、賠償額の額が本当にこれで適正な形なのかなというふうな思いがあります。</p> <p>やはり、この自立立位と歩行が困難な状況で、多分自宅での生活はなかなか不可能じゃないかなというふうな思いがありますし、そうするとき、この賠償額、これは医療保険で充当されるから病院事業会計からは支払いがなされていないわけで、この額で本当に生涯的に補償できるのかなと私感じるんですけども、町独自、病院独自での、ミスによるわけですから、この保険以外でも対応とかそういうふうなのは考えておりますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p> <p>西館議長</p>	<p>病院事務長。</p> <p>平野議員の質問にお答えします。</p> <p>今のこちらの病院の医療事故の賠償保険のほうでの支払以外にということだと思いますけれども、こちらも今の後遺障害とか将来分の介護費用とかを合わせての2,800万円という部分で出ておりましたので、今のところ保険以外での病院としての賠償の部分についてはちょっと考えておりません。</p> <p>以上になります。</p> <p>平野議員、6番。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>同じような事例が、八戸市民病院でも死亡事故が発生して、医療事故で賠償金 2,200 万円を支払いをしたというふうなことで、この事例は患者が亡くなっているわけですけれども、それで 2,200 万。</p> <p>現在当町の場合は、これから年齢的な部分とかそういうふうなのはちょっと把握できませんけれども、私はそれからいってもですね、本当に妥当な額なのかなというふうな思いがあります。やはり被害者、損害請求人もですね、本人もそうですけれども、やはりそれにかかわる家族、ファミリー、そういうふうなものが非常にこれからも負担を強いられる、そういうふうなことを考えたときに、やはりその医療保険で、裁判で確定したからそれでよしとするのか、やっぱり本人を取り巻くそういうふうな環境の部分とか、そういうふうなものでは、本当にこの金が適正かというふうなのは私ちょっと疑問を感じるんですけれども、その辺、町独自でのかさ上げとか、そういうふうなのは全く考えていないというふうな意味なのか、もう一回確認します。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  病院事務長 (小向博明君)  西館議長 (議員席) 西館議長</p>	<p>病院事務長。</p> <p>平野議員にお答えします。</p> <p>金額については、両者の代理人弁護士同士の協議結果で出ております。細かい賠償額については、治療、それから慰謝料の部分と後遺障害に対する慰謝料と、将来的な介護費用等の額が合算された額で計算されておりますので、その代理人弁護士同士の協議で決まったという部分ときちんと算定された部分というのがありますので、それは妥当かなと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>

答弁	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第78号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>ここで、昼食のため1時半まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時00分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時28分)</p>
	西館議長	<p>ここで、町民課長より、14番、松林議員への発言に対し、補足説明をしたい旨申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (澤田常男君)	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>昨日の松林議員の一般質問並びに本日の学校給食無料化条例の賛成討論の中で出ました保育料無償化に対する軽減額についてでございます。</p> <p>資料として昨日松林議員のほうにお渡ししたのは、平成30年度、今回12月補正用の積算資料をお渡しして1億4,700万円という形でお知らせしたところでございますが、来年度の無償化に対する影響額について、私のほうで誤解して説明しましたので訂正させていただきます。</p> <p>29年度決算ベースになりますけれども、来年度の影響額についてですね、国で示しているのは、原則3歳以上の利用者ということで全員が軽減の対象になりません。その結果、29年度決算ベースで約4,000万ぐらいの軽減が図られるのではないかなというふうに思って、通年でですね、そういう形で考えております。訂正しておわびいたします。</p>
	西館議長	<p>日程第15、議案第79号、十和田地域広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、議案第79号についてご説明申し上げます。 議案書77ページ、78ページをごらんください。</p> <p>本案は、当該事務組合の監査委員について、監査制度の独立性及び専門性の強化の観点から、組合議会議員からの選任を識見を有する者からの選任にかえるため、当該組合同規約の一部を変更することについて地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき提案するものであります。</p> <p>具体的には、本年4月1日施行の地方自治法改正により、議会選出監査委員の規定が緩和されたことを踏まえ、当該組合において監査委員の選任方法を改めるもので、組合を構成する全ての市町村において同様の手続を行うものであります。</p> <p>146ページをごらんください。</p> <p>新旧対照表であります。</p> <p>規約第15条の監査委員の規定であります。現行では、監査委員2名のうち1名は組合議員選任、1名は十和田市監査委員の識見を有する者となっておりますが、変更案では、1名は十和田市代表監査委員、1名は識見を有する者で、組合議会の同意を得て選任する者と改めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第79号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第16、議案第80号、平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第80号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書79ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ7,151万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,842万8,000円とするものであります。</p> <p>83ページをごらんください。</p> <p>第2表継続費であります。多目的ドーム建設工事実施設計業務を2カ年で行うため、当該事業費について継続費を設定するものであります。</p> <p>84ページをごらんください。</p> <p>第3表地方債補正であります。</p> <p>町道舗装補修事業、住吉町線整備事業、町道舗装補修事業適正管理推進事業の3件につきましては、起債対象事業費の変更に伴う限度額の変更、多目的ドーム建設事業につきましては、実施設計業務の継続費設定に伴い、今年度事業費に合わせた限度額の減額変更を行うものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出、主なものにつきまして、別冊の事項別明細書でご説明申し上げますのでご用意ください。</p> <p>平成30年度一般会計補正予算（第3号）に関する説明書になります。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。</p> <p>各款にわたっての人件費の補正は、青森県人事委員会勧告に準じた給与改定に対応するものであります。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>2款1項1目一般管理費の15節庁舎等修繕工事費157万7,000円の増額は、機構改革関連準備経費として計上するほか、4目財産管理費の25節公共施設整備基金積立金1,001</p>

		<p>万9,000円の増額は、県核燃料物質等取扱税交付金の事業充 当変更及び基金運用利子積み立てによるものであります。</p> <p>11ページをごらんください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費の19節ハートピア助成金16 8万5,000円の減額、25節ハートピア基金積立金168万 5,000円の増額は、今年度事業がおおむね終了したため、財 源の組み替えを行うものであります。</p> <p>2款2項3目情報政策費の13節社会保障・税番号制度対応シ ステム改修委託料321万3,000円の追加は、マイナンバー 制度対応として、また機構改革に伴う設定変更作業委託料260 万4,000円の追加は、来年度機構改革に向けた準備対応とし て、それぞれ計上するものであります。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>3款1項2目障害者(児)福祉費の20節身体障害児補装具給 付費225万2,000円の増額は、今年度執行見込み額の精査 によるものであります。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>4款1項2目予防費の13節高齢者肺炎球菌ワクチン接種委 託料102万5,000円の増額、また4款2項1目清掃総務費 の19節浄化槽設置整備費補助金410万2,000円の増額 は、それぞれ今年度執行見込み額の精査によるものであります。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>7款1項2目商工業振興費の19節スーパーマーケット・トレ ードショー負担金36万8,000円の追加及び19ページ、八 戸圏域海外販路拡大支援事業費負担金25万1,000円の追加 は、八戸圏域関連事業の参加負担金としてそれぞれ計上するもの であります。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費の15節町道舗装補修 工事費2,008万8,000円の減額は、国庫補助金決定額に 合わせ、また3目除雪対策費の18節除雪用車両購入費3,00 0万円の減額は、国庫補助金不採択によりそれぞれ計上するもの であります。</p> <p>21ページをごらんください。</p> <p>9款1項1目非常備消防費の19節八戸地域広域市町村圏事</p>
--	--	---

		<p>務組合消防費負担金 2, 1 2 3 万 2, 0 0 0 円の減額、また同組合公債費負担金 1 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、当該組合負担金額の変更に合わせて計上するものであります。</p> <p>2 2 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 2 項 3 目学校建設費の 1 3 節木ノ下小学校トイレ改修工事監理委託料 3 0 万円の減額、また 2 3 ページ、1 0 款 3 項 3 目学校建設費の 1 3 節百石中学校講堂解体工事实施設計委託料 1 0 7 万 9, 0 0 0 円の減額、また木ノ下中学校トイレ改修工事監理委託料 2 8 万 6, 0 0 0 円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものであります。</p> <p>2 4 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 5 項 2 目体育施設費の 1 3 節多目的ドーム建設工事实施設計委託料 3, 5 0 0 万円の減額は、当該業務を 2 カ年で実施することに伴い、今年度予定額に合わせ減額するものであります。</p> <p>2 5 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 5 項 3 目学校給食運営費の 1 9 節町外通学児童生徒学校給食費補助金 1 0 7 万 3, 0 0 0 円の追加は、来年 1 月から実施予定の学校給食費無料化事業に向け、町外小中学校の在籍者貸与分として計上するものであります。</p> <p>1 2 款 1 項 1 目元金 2 3 節町債償還元金 1 3 5 万 7, 0 0 0 円の増額、2 目の利子 2 3 節町債償還利子 8 2 2 万 9, 0 0 0 円の減額は、今年度支払い予定額の確定に伴うものであります。</p> <p>以上が歳出の主なものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容であります。</p> <p>ページが戻りまして、3 ページをごらんください。</p> <p>1 2 款 2 項 2 目教育費負担金 2 節小学校給食費負担金 1, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円の減額及び中学校給食費負担金 9 2 9 万 3, 0 0 0 円の減額は、来年 1 月から実施予定の学校給食費無料化事業により町内小中学校の在籍者対象分を減額計上するものであります。</p> <p>4 ページをごらんください。</p> <p>1 4 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 2 節社会保障・税番号システム整備費補助金 3 2 1 万 3, 0 0 0 円は、社会保障・税番号制度対応システム改修委託に対する国庫補助金として追加するほか、</p>
--	--	---

	<p>西館議長</p>	<p>4目土木費国庫補助金1節町道舗装補修事業費補助金3,208万8,000円の減額、建設機械購入事業費補助金1,466万6,000円の減額は、それぞれ国庫補助金の決定内容に応じて計上するものであります。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金3,262万6,000円の増額は、12月補正予算の歳入歳出財源調整により計上するものであります。</p> <p>21款1項町債であります。</p> <p>2目土木債の町道舗装補修事業債1,940万円の減額は、国庫補助額決定に伴う事業費変更により、また8ページ、4目教育債の多目的ドーム建設事業債3,330万円の減額は、当該事業の実施設計業務を2カ年で実施することに伴い、今年度の起債充当予定額に調整するものであります。</p> <p>以上が歳入の主なものであります。</p> <p>ページが後ろのほうに飛びます。27ページから30ページになります。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>継続費に関する調書であります。</p> <p>こちらは、継続費設定に伴い、その内容を反映させたものであります。</p> <p>33ページ、34ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、地方債補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>それでは、一般会計補正予算（第3号）に関する説明書3ページから8ページの質疑を受け付けます。質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
--	-------------	--

質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>何点かお伺いいたします。</p> <p>まず、4 ページの1 4 款国庫補助金4 目の土木費の補助金で、町道舗装の事業費と、それから建設機械購入補助金が減額になっていますけれども、さっきの説明ですと補助金額の決定というふうな説明だったんですけれども、これは減額されて決定になったのか、丸々不採択になったのか、ここの内容について説明をいただきたいと思います。あわせて、町債のほうもそれで変更になっていると思いますけれども、まずこの1 点お願いします。</p> <p>地域整備課長。</p>
答弁	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ご質問にお答えいたします。</p> <p>4 ページの町道舗装補修事業費補助金につきましては、1 0 月に県のほうに要望いたしまして、3 月末に内示をいただいた上で補助金額が決定することになります。その際に、この事業につきましては減額されたということでご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>また、建設機械購入事業費補助金につきましては、要望しましたが不採択ということになっております。これに伴いまして、先ほど議員のほうもおっしゃってございました地方債等につきましては、あわせた形で減額等を行っております。</p> <p>以上になります。</p> <p>6 番、平野議員。</p>
質疑	<p>6 番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>補助金のほうについては減額になったというふうなことで、あと建設機械の補助金が不採択というふうなのは、これはどういうふうな意味ですか。既存の機械があつてだめなのか、この不採択の理由というのわかりますか。</p> <p>地域整備課長。</p>
答弁	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>1 0 月時点の要望段階では採択される見込みというふうにご考へておりましたが、実際3 月末の時点で補助事業として不採択ということになりました。</p>

		<p>ただし、今後につきましては、事前の6月、前段階での要望等で必要性を訴えながら、31年度にはまた同様に補助申請ということで、要望のほうは上げていきたいというふうに思っております。</p> <p>ただし、全額つくかどうかということはまだ見通しのほうは確定できるものではありませんので、ある程度補助を受けた上で、建設機械のほうについても順次更新していきたいというふうに考えております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>3ページから8ページまで、ほかにありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>民生費の負担金の保育料なんですけれども、これ全保育園が認定こども園に移行したわけで、各保育園で保育料を徴収することになっております。当保育園でも11月までは100%徴収しております。この保育料というのは何なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。</p> <p>課長、もし、参考までに、他の保育園の12だかつて保育園が存在しているんですけれども、もし徴収状況が大体わかりましたら教えてください。わからなければ結構でございます。</p> <p>それからもう一点は、平野議員が質問してはしましても、建設機械が不採択になったということで、その結果、今年度重機何台で稼働するのか。去年よりふえているのか、減っているのか教えてください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>だたいまの質問にお答えいたします。</p> <p>保育料については、松林議員ご指摘のとおりですね、町内の保育園については全て全施設認定こども園になっていますので、各施設のほうで徴収しているということですが、広域入所のほうで保育所がまだございますので、そちらのほうの徴収につきましては、町が今後も続けて徴収していくということになります。</p>

	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>す。それから、各施設の徴収状況ですが、ちょっと今手元にござ いませんで、申しわけございません。よろしくお願ひします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>平成30年度の除雪業者の委託社数ですけれども、現在昨年度 と同様の26社ということで契約のほう行っております。</p> <p>また、業者のほうの機械の借り上げですけれども、こちらにつ きましては48台、昨年度並みとなっております。</p> <p>また、先ほどの機械の購入に充てておりました直営でショベル 等の運転業務をする台数等につきましては、1人で2台とか動か す場合もありますけれども4台。それと町で持っているショベル 、グレーダーの貸し付けということで2台貸し付けしておりま すので、合計でいいますと、48足す4足す2ということで、全 部で54台で実施することになります。大体昨年度並みというこ とで考えていただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林議員。</p> <p>保育料の件ですけれども、町で徴収するとどうしても滞納がふ えてくると思います。保育園で徴収すると約99%ぐらいは徴収 すると、こう思います。毎年監査委員に指摘されております保育 料の未納も、30年度は減額、ほとんどないのかなと思っており ます。そこで、この広域入所は町で徴収するというふうな答弁で ありますけれども、この広域入所で現在滞納、未納が、何カ月か の滞納があるのか、ないのか。もう全部、全世帯が完納していま すよということなのか、教えてください。</p> <p>それから、これから冬のシーズン、地域整備課の職員には大変 ご苦勞をなさると思いますが、頑張ってもらいたいと思ひ ます。</p> <p>6日の大雪、ことしは早かったですよ、除雪機械ですね。いつ も昼ごろ来るのが、うちの保育園の前ももう3時ごろ来て、ああ、 きょう雪が降ったなと思ひ私も早く起きましたけれども、こと しもこういうふうな状況でスピーディーに除雪作業をしてくれ ることをお願ひを申し上げたいと思ひます。答弁はいいです。</p>

答弁	西館議長	町民課長。
	町民課長 (澤田常男君)	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>広域にかかわる入所ということで、広域の中でも認定こども園あるいは保育所がございます。広域の認定こども園に入所している子供につきましては、その施設で徴収することになるかと思いますが、広域入所の保育所の部分は町が徴収することになります。現在未納があるかということでございますが、若干おくれぎみの方が何件かございますけれども、今のところ、何とか100に目標は掲げていますけれども、限りなく100に近い形で推移しているかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
	西館議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>7番、<b>檜山 忠</b>議員。</p>
質疑	7番 ( <b>檜山 忠</b> 君)	<p><b>檜山</b>です。</p> <p>ちょっと教えてほしいんですけども、6ページの16款財産収入ということなんですが、不動産売払収入のこれはどこの土地をこういうふうなあれをしたのかどうかと、それからもう一つはですね、せっかく勉強させてもらいましたので、財政調整基金、7ページですね、補正額として3,262万6,000円が補正になっていますけれども、当初予算では5億のそれになっていたと思いますけれども、現在補正して4億三百幾らになっていますけれども、あと残るのは九千幾ら残ると思うんですが、これはそういうふうに勘定していいんですか、それとも、それはその都度必要となればそれを、何ていうかな、補正していくというふうなことなんでしょうか。</p>
	西館議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>それではお答えいたします。</p> <p>6ページの土地建物売払収入19万9,000円になりますが、こちらにつきましては、奥入瀬川地震高潮対策河川工事に伴</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>う道路用地の売り払い収入になります。</p> <p>場所につきましては、新田ということで字になりますが川口地区ですね、こちらのほうになります。</p> <p>土地につきましては、2筆で面積が86.48、134.76ということで、合計で221.24平米のほうを県に対して売り払いしております。</p> <p>今回は河川工事ということでこういうふうな形の売り払いということが発生いたしますが、道路と県道等の整備の場合については、売り払いということでは県のほうは対応していないということで、河川工事だけに係るものというふうに解釈していただければと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>7ページの財政調整基金の関係でお答えいたします。</p> <p>財政調整基金の運用につきましては、昨日の一般質問の中でもお答えしておりました。当初予算において、財源不足を財政調整基金から数億単位で取り崩しいたしまして、年度後半の補正において戻していくというような形になります。</p> <p>今年度に置きかえていきますと、当初予算で5億円、財政調整基金のほうから繰り入れしてございます。その後、9月補正で地方交付税等の増額の補正によりまして大幅に戻し入れしております、その額が7ページの補正前の額3億7,000万まで戻っております。繰り返しますが、当初5億だったものが3億7,000万まで戻っております。それを今回12月補正で財源不足の分を3,262万6,000円また崩しましたので、12月補正現在で4億305万円になります。済みません。ということになります。</p> <p>今後の予定であります、例年3月補正とそれから3月31日の補正で、事業費の確定等々に伴いまして戻し入れがかなりあります。例年2億から3億ぐらいありますので、一応財政側ではあと3億ぐらいは戻るのかなというふうに思っておりますので、最終的には、当初5億だったものが4億ぐらいまでには戻るのかなというふうに思っております。</p>
-----------	---------------------------------------	--

	<p>西館議長 (議員席) 西館議長</p>	<p>以上です。</p> <p>よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。 次に、歳出全款についての質疑を受けます。 第1款議会費から第5款労働費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書9ページから17ページになります。 質疑ありませんか。 6番、平野議員。 9ページから17ページです。労働費まで、議会費から労働費までです。</p>
<p>質疑</p>	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>それでは質問させていただきます。 まずは第1点目は、10ページの総務費の4目財産管理費の公共施設基金積立金1,001万9,000円、これはトータルのに最終的にどのぐらいの額になっていくのかですね、ちょっと金額を教えてくださいと思います。 それから、16ページの予防費のところちょっと教えてくださいんですけども、町で実施しております検査の中で、検診、その中で精密検査を受診を促しているのに対してどのぐらいの受診して結果がどういうふうな形になっているのか。この前の新聞に出ていますけれども、周辺市町村に対しては格差があるというふうなデータが載っております。当町ではどういうふうな形で精密検査の受診した把握をしているのか、この点について教えてくださいと思います。 この2点です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>10ページの公共施設整備基金積立金の件で答弁いたします。 まず、公共施設整備基金の関係であります、積み立て等の内容としましては大きく2つがあります。 1つは、町が抱えている公共施設の将来的な整備に向けた基金</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>であります。こちらのほうは将来に向けた準備基金ということで毎年度財源が確保できれば1億円ずつ積み立ててきてございます。</p> <p>もう一つが、県の核燃税物質等交付金を町の基金に一旦積み立てをして、それを取り崩して次年度以降いろんな事業に充てていくという、この2つのやり方があります。</p> <p>基金の残高の見込みであります。29年度の決算において約6億6,000万でございます。この内訳は、先ほど2つの内容言いましたが、その1点目、町の純粋な将来的な公共施設整備に向けた準備基金としてそれが6億になります。</p> <p>それ以外、県の核燃税交付金を充てている分が約六千数百万でございます。</p> <p>よって、今回補正後の額が2,900万ほどになっておりますが、こちらのほうは純粋に県の核燃税物質等取扱税交付金の充当分になりますので、この部分。</p> <p>それから、この後、町の純粋な将来的な公共施設整備に向けた準備基金、こちらのほうが年度末までに財源が確保できれば1億円積み立てたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>検診の精密検査受診の状況でございますけれども、平成29年度の実績といたしましては、それぞれ胃がんあるいは大腸がん、胸部肺がん、前立腺、乳がん、子宮がんと、それぞれがん検診でございますが、そのうち平均で88.2%の方が精密検査を受診しております。</p> <p>要精検者、精密検査を要するとされた方に対しましては、精密検査受診していない方に対しましては、保健師のほうから精密検査を受診するようという勧奨を行って、このような数字となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>6番、平野議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>最初のほうの、積立金のほうの状況についてはわかりました。 核燃税のこの基金の積み立てをして財源にして充当しているんだというふうなことですけれども、この核燃税というのは町が全て使えるものですか。これ、ほかの地域だと電気料とかいろんなのに還元する、町民に還元しているところもあるように聞いていますけれども、この部分というのは100%町がつかっているのですか。ここをちょっと確認したいと思います。</p> <p>それから、精密検査受診の件については、非常に88.8%もなっているということですが、実際に要検査になって、私の年代ですと多分男女比率からいってですね、要検査を受けないのが男が半分以上あるのではないかと思うんですけれども、この比率がわかりますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>1点目の県の核燃料物質等取扱税交付金の関係でお答えいたします。</p> <p>実は、電源関係の県からの交付金は2種類ございます。</p> <p>1つが電源立地地域対策交付金なるものでございます。こちらのほうは、先ほど平野議員がおっしゃったように家庭で使う電気料に還元されたりとか、そちらのほうの絡みがこの電源立地対策交付金でございます。ちなみに、こちらのほうは町に交付されるのは例年1億数千万でございます。</p> <p>もう一つが、今回この公共施設整備基金の積み立てに絡んでおりますが、核燃料物質等取扱税交付金です。こちらのほうも例年1億数千万ほど来てございます。</p> <p>両方とも何に充当するか、財源の用途につきましてはあらかじめ県と協議をして、もらったものは全て使うようにしてございます。その年度において全て事業充当するものもあれば、県の核燃料物質等取扱税交付金については、一度この公共施設整備基金のほうに積み立てをして、次年度以降取り崩ししてさまざまな事業に充てるなど、そういったことをしてございます。</p> <p>以上です。</p>

答弁	西館議長	環境保健課長。
	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>大変申しわけございません。手元に男女比の比較をしたような資料がございませんので、大変申しわけございませんが、今のところちょっと把握できておりません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	6番、平野議員。
	6番 (平野敏彦君)	<p>課長のちょっと確認、さっき説明の中で電源立地交付金については一般家庭へのほうが受けられるような話なんですけど、これは県と協議して、いや、町で使いますよというふうなことで決めているんですか、このところ。</p>
答弁	西館議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>電源立地対策交付金の関係でお答えいたします。</p> <p>先ほどから平野議員がおっしゃっているものは、この電源立地対策交付金の中の原子力給付金というものでございまして、その使い方については各市町村でそれぞれ使い方が違ってございます。当町の場合は、行政と、それから企業、家庭でちょうど2分の1ずつ使うように、配当されるようにしているものでございます。市町村によっては全額市町村のほうで受け取っているところもございます。繰り返しますが、当町におきましては、半分を自治体で受け取って、残りの半分を家庭と各企業のほうに配分している形で運用してございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7番、<b>檜山 忠</b>議員。</p>
	7番 ( <b>檜山 忠</b> 君)	<p><b>檜山</b>です。</p> <p>14ページなんですけど、民生費の中の2目ですが、身体障害者装具給付費ということで二百何万ということになってはいますが、</p>

		これは何に使うものなんですか。それでこれを利用している児童が何人ぐらいいるものなんですか。
答弁	西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)	介護福祉課長。  お答えいたします。 身体障害児補装具給付費ということで、18歳未満の障害児の方の補装具になりますが、補装具というのがですね、例を挙げますと、体幹の機能が悪くて座れない子供たちなんかですと、座位保持装置というふうな形でその子に合った座るための椅子と言ったらいいんでしょうか、そういうふうなものを特別につくって給付するものであります。  以上で説明を終わります。 失礼しました。 今回の補正においては、14件を予定しております。 以上です。
質疑	西館議長  7番 (檜山 忠君)	7番、檜山議員。  わかりました。 この児童の人たちは、教育を受ける場合のそれらはどういうふうに、ごく普通の教育を受けるような形をとっているんですか。
答弁	西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)	介護福祉課長。  教育ということですがけれども、小学校、中学校にあってはですね、養護学校等利用する方もおりますし、特殊支援学級で障害が軽度の場合は普通の学校で教育を受ける、また養護学校ですと、肢体不自由ですと、ここら辺だと八戸の第一養護学校等に入学して教育を受けることになります。  以上です。
質疑	西館議長  7番	7番、檜山議員。  今の金額を使った方は14件ですか。全体、おいらせ町の中で

<p>答弁</p>	<p>(檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西館議長</p>	<p>全体にそういうふうな、何ですかね、障害のある子供というのは何人ぐらいいますか。わからなければ後でもいいです。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>今の現状でいいますと、18歳未満の児童については、現在19名おります。</p> <p>以上です。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>先ほどの平野さんの質問の中と重複するんですけれども、2款の4項財産管理費の中の積み立て千何ぼ今したわけですけれども、これを先ほどから課長さんの説明を聞いていると、基金の残高状況の資料ここにあるんですけれども、公共施設整備基金の中に含まれるという多分解釈だと思うんですけれども。使い方が町と何だかということで2種類になっているという、多分今説明だったと思うんですけれども、それをもう一度説明をしていただきたいし、今の流れからいくと、公共施設整備基金の中で振り分けをしているので、これは明白に一般の方が見ても、我々が見てもわかるようにですね、やはり2段階にするなりしないとわからないような気がします、私はね。1つの財産として残高見るに。</p> <p>それから、もう一つ、このついでにでは何ですけれども、前にプールの4億円がいきなりという表現がいいのか悪いのかわからないけれども、合併債を使うのを途中から切りかえをして現年のお金を使ったはずでありますから、その収入とまたこれは違うという解釈になるのか、その辺を申しわけないんですけれども、わかりやすく説明していただきたい。</p> <p>あともう一点は、4款の2項、16ページですね、浄化槽の設置整備費補助金が今追加で四百何万、多分トータルで三千三百何万になっていると思うんですけれども、これの件数をもしわかったら教えていただきたい。そしてこれは3月の分までの一応見込みという解釈でよろしいのか。あとは前年度と比較してどのぐらいの差があるのか。その2点。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>まず、10ページの公共施設整備基金積立金のことでご説明いたします。</p> <p>こちらのほうは、先ほど平野議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、この基金の中身としては2つあります。</p> <p>1つ目が、町の公共施設を将来的に改修整備等行うための準備資金として毎年度財源が確保できれば1億円を目標に積み立てしているものでございます。この分は、29年度末で6億円たまってきてございます。</p> <p>もう一つ、基金の内訳としまして、先ほどもご説明いたしました、県の核燃料等物質税交付金の中から県と協議いたしまして、町のいろんな公共施設の整備に充てる分を毎年数千万ずつ積み立てして次年度以降の事業に充当しているものでございます。</p> <p>もう一点、町民プールの財源のことのご説明になります。</p> <p>こちらのほうは、平成29年度の県の交付金である電源立地地域対策交付金の中から3億4,000万ほど充当していることになります。こちらのほうは、核燃料施設の1つであるMOX燃料加工施設分ということでその分を毎年来るものじゃなくて、それはもう1回だけ交付されるものでありますので、その分がちょうど3億数千万、県から町のほうに交付されるということでありましたので、その分をプール建設事業のほうに充当したというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (澤田 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>浄化槽の補助金の関係になりますが、10月25日現在で、今年度につきましては、一般住宅用が43基、その他ということで事業所が3基で、46件の申請がありました。</p> <p>それ以降、それ以前も含めまして、相談等が多数ありましたので、今年度末までの見込みとして考えますと、今回補正しました一般住宅として53件程度、あとは事業所として3件程度というふうに見込んでおります。</p> <p>29年度の実績になりますが、一般住宅としまして43件、事</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>業所として3件。参考までに、28年度は、一般住宅で52件、事業として3件の55件の申請があります。</p> <p>以上になります。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。</p> <p>もう一度確認しますが、公共施設整備基金の中の町と、もう一つ、両方、同じ意味のように聞こえるんだけど、使い道が違うという意味なのが一応1つ。</p> <p>それから、MOX燃料の収入源はないという解釈で1つはいいの、これからね、29年度でまあ1回使った。それ以降のMOX何だかというのは収入としてはないという理解でいいの。いいですか。</p> <p>あと、浄化槽の関係ですけれども、定住促進の実績を見ると、今20件ということですから、しっかりこれは減りはしないと思うんですけど、その辺はある程度同じバランスもとれるような気がするんですけど、その辺、専門的な方々から回答いただきたい。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>電源関係のお金で二三ご質問がありましたのでお答えいたします。</p> <p>まず、MOX燃料加工施設対応分は1回だけの交付になります。先ほども説明しましたが1回だけ、29年度1回のみでございます。</p> <p>それから、電源関係の交付金がいろいろちょっと種類がありまして錯綜している部分もあると思いますので、ちょっと整理してご説明いたします。</p> <p>先ほども平野議員のときもご説明いたしましたが、まず町に入るものとしては2つあります。</p> <p>まず1つが、電源立地地域対策交付金であります。こちらのほうは電源三法に基づく、法律に基づく交付金でありまして、こちら例年、毎年大体1億数千万ほど来ているものであります。それが、昨年度はMOX燃料加工施設分もこの電源交付金の中に含</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>まれますので4億7,000万ぐらい来ていますが、例年ですと1億2,000万ぐらいでございます。</p> <p>先ほど一般家庭の原子力給付金と、あと町のほうの半分ずつ使うとかというお話は、実はこの電源立地対策交付金の枠組みの中での交付になります。この電源立地対策交付金の中の原子力給付金絡みは、町で半分、それから一般家庭と企業のほうで半分という配分の仕方をしているものであります。</p> <p>もう一つの大きな電源関係の交付金が、県の核燃料物質等取扱税交付金であります。これは県税、県で集めた税金の中から核燃料施設の周辺の市町村に対して交付されるもので、こちらのほうも町のほうで例年大体1億2,000万ぐらいずつ来ているものであります。こちらのほうは毎年度県と協議をして、充てる事業も相談しながら、直接その年度終わる事業に充てるものもあれば、公共施設整備基金のほうに一旦積み立てをして次年度以降取り崩して使うと、そのような使い方をしているものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>ご質問にありました定住促進という部分ではちょっと、どの程度寄与しているものかちょっとわからないんですけども、大体申請者等の名前を見ると町外等から来ている人が多いのかなというふうには感じております。</p> <p>ちなみに、これにつきましては、この補助事業につきましては、公共下水道、農業集落排水事業等の下水道施設を利用できない方々への負担軽減を図るという意味で、平成24年度に補助額のほう見直ししまして、大体一般家庭であれば国が定める補助基本額の3分の2程度ということで、6割程度補助するような形をとっております。</p> <p>先ほど近年の実績を申しましたが、25年度以降で一般住宅だけ申しますと、25年度39件、26年度44件、27年度46件という形で大体おおむね北部地域の方がほとんどの利用になるかと思っておりますけれども、こういった形での定住対策の一環としては役割を担っているものかと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
-----------	---------------------------------------	--

質疑	西館議長	1 番、澤上議員。
	1 番 (澤上 勝君)	のみ込み悪いからもう一度確認します。 公共施設整備基金というのは、中身の使い方は1本だという解釈で理解していいのかな、今聞いていれば、使い方です。
答弁	西館議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	公共施設整備基金の使い方についてお答えをいたします。 まず公共施設整備基金については、先ほど来ご説明しているとおり、大きく分けると2口あります。 その2口というのは、1口目は、町のもともとある公共施設を将来に向かって施設整備するための貯金ですね。こちらのほうは6億あります。こちらのほうは何に充当するかは現時点では決まっておりますが、将来的に想定されるものとして統合庁舎等が今時点で考えられるものでございます。 また基金の話に戻りますが、2口目が、県の核燃料物質等取扱税交付金を積み立てしたものでございます。こちらのほうは県と毎年度どの事業に充てるかというものを決めております。基金に一旦積み立てした後、次年度取り崩して充てる事業も決めてございます。ちなみに昨年度におきましては、木内々小学校の屋外環境の整備工事であったり、過年度におきましては下田公園の木道の工事であったり、それから今年度におきましても木内々小学校の屋内環境整備工事等々に充てることで考えております。そのほかにも給食センターの整備に伴いまして、単独調理校ですね、下田地区の小中学校の単独調理室ですね、その改修をしたりとか、そういったふうに充てているものであります。 以上です。
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。
	西館議長	なしと認め、第1款から第5款までについての質疑を終わります。

\*\*\*なしの声\*\*\*

	西館議長	ここで、15分間、2時40分まで休憩します。 (休憩 午後 2時24分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時39分)
	西館議長	第6款農林水産費から第12款公債費までについての質疑を受けます。 説明書17ページから25ページになります。 質疑ありませんか。 2番、澤上 訓議員。
質疑	2番 (澤上 訓君)	2番、澤上です。私からは1点だけです。 20ページの除雪の関係なんですけれども、実は先般の雪、今ごろの時期にしては非常に重い雪でございました。私は近所が消防団の緊急車両、消防車が出入りする車庫のところをやはり地域の一員としてボランティアで片づけたいというようなことで意気込んで行ったんですが、非常に重くてですね、塊が、除雪した後の塊がどンドン残っていたんですよ。いや、この公共施設のこういう緊急車両の出入りするところはちょっと面倒でもバックしてもう一回ちょっとその車の出るところを寄せてもらえないものかな。それ以外のものはまず我々もボランティアでそのまま雪片づけはしてもいいなどは考えているんですけれども、その辺のところはどういうものでしょうか。
答弁	西館議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	公共施設、消防関係ということですね、業者のほう張りつけまして、道路が終わった後にそちらのほうに作業入るということは、業者のほうには指示しております。各分団等の屯所については、特に今まで指示等はしておりませんでした。防災課のほうと必要に応じてですね、協議なりしながら対応のほうは考える必要があるのかなというふうには思っております。 以上になります。
	西館議長	まちづくり防災課長。

答弁	まちづくり防災課長 (三村俊介君)	消防の関係ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、こういった大雪の場合は、消防団のほうでも自主的に屯所のほうに行って除雪等対応しているかと思います。改めて今ご意見ありましたので、団のほうにも、こういう場合は除雪するよというふうなことで伝えたいと思っております。
質疑	西館議長	2番、澤上 訓議員。
	2番 (澤上 訓君)	平日でございましたので、消防団の方々もやっぱりそれぞれ仕事に向かわれるんで、誰もその雪片づけはする人はいないんですよ。ですから、我々も本町地区、ずっとこのところ火事はないんですけども、いざ何かあったときにやはりスムーズに出てもらって予防するなり、消火活動するなり、そういったことをやはり常日ごろ頭の中で皆そう思っているんですけども、なかなか雪片づけということになるとですね、本当に末永くボランティアを進めていくのであれば、やはりああいう重たいのを緊急車両のところだけでもちょっと、5秒か6秒バックして、またぐっと寄せてくればそれで終わるだけの話ですので、私も気持ちよくボランティアをしたいなというふうな思いでもおりますので、やはり二、三日腰に相当負担がかかりまして、さすがの運動している私もきつかったです。その辺ところもどうか考慮してもらって、よその消防団のほうもきっとそういうところがあると思いますので、ちょっとだけの心遣いでいいと思いますからよろしく願いしたいと思います。
答弁	西館議長	答弁求めますか。(「いや、あ、じゃあお願いします」の声あり) まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (三村俊介君)	要望のとおり承りまして、これから幹部会議等も、これから出初め式に向けてありますので、その際にでも申し伝えるようにしたいと思います。
	西館議長	ほかに質疑ございませんか。 7番、 <b>檜山 忠</b> 議員。

質疑	7番 (檜山 忠君)	7番。 19ページはいいですよ。19ページの商工費なんですが、このところにですね、八戸圏域海外販路拡大支援事業費負担金というふうになっていますけれども、これはどこへ誰が行ったやつなんですか。どのような目的で行ったのか。それを教えてください。
答弁	西館議長  商工観光課長 (久保田優治君)	商工観光課長。  お答えします。 八戸圏域の海外販路拡大支援事業費補助金ということですね、八戸連携中枢都市圏でやっている事業に圏域の事業者が参加した場合、2分の1の額以内で補助するものなんですが、今回はこの事業でいくと民間の、今回はジェトロさんですね、日本貿易振興機構、通称ジェトロというところが主催するフランスのリヨンというところでやるジャパンパビリオンというところに、当町の、固有名詞言うとまずいので、青果物の加工会社ということでご理解いただければと思うんですが、そちらのほうは1月の、年明けて2019年1月26から30日の間で行われるジャパンパビリオンのほうに出店したいということで、八戸市を介して申し込みをしたものに対して我が町からの事業者だということで2分の1を助成する額でございます。 以上です。
質疑	西館議長  7番 (檜山 忠君)	7番、檜山議員。  前に新聞、去年でしたか、新聞に出ていたんですけども、ベトナムだかどこかにも行った経緯がありますね。それとはまた別なそれということなんですか。毎年こういうふうな形のそれが出してくるというふうなことでもないわけですか。
答弁	西館議長  商工観光課長 (久保田優治君)	商工観光課長。  お答えします。 前に行っていますアセアン地区、ことしでいうとアセアン地

		<p>区、昨年度まではベトナムへの販路拡大事業ということで、八戸圏域が主催しまして、県とタイアップしてやってきた事業でございます。そちらのほうは同じこの連携中枢都市圏の販路拡大事業ではありますが、負担金事業としては別途扱いになりまして別の事業という形になりまして、今回のこの販路拡大事業につきましては、1事業者1回しか1年度で使えないと。しかも3年以内に使うと優先順位が下がっていくというもので、今回参加する事業者につきましては、この事業を利用して海外に行くの自体は初めてだったので優先的に当たりまして、もう一社、酒造メーカーも申し込んでいたんですが、そちらのほうは前に出店したことがあるということで今回は次点扱いになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
	西館議長	7番、 <b>檜山</b> 議員。
質疑	7番 ( <b>檜山 忠君</b> )	いいことであって、前向きに取り組んでいるということだろうと思いますけれども、ただ、一応助成しているから、今行ったその成果がどうであったかというようなのをですね、やっぱり私らにも知らせる機会を設けていただければと思いますけれども。
	西館議長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 ( <b>久保田優治君</b> )	<p>検証のほうですけれども、八戸の圏域のほうで事業がある程度終わりますと報告があるかと思うので、そちらのほうは、これは町のブランド推進協議会に加入している事業さんを対象に我が町では今は行っていますので、ブランド推進協議会のほうに報告する形で、効果検証のほうは報告したいなと思っています。</p> <p>議会のほうに対しては、直接ないんですが、決算書のほうでもしつくる機会があればご報告できればなと思っています。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	ほかに質疑ございませんか。
		1番、 <b>澤上 勝</b> 議員。
質疑	1番	1点。19ページ、7款商工費の1項商工費の中ですね、県

<p>答弁</p>	<p>(澤上 勝君)</p> <p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>の特別保証融資保証料補助金でありますけれども、補正を加えると昨年より100万円ぐらい多くなっているはずでありますから、景気がよくて借入れが多くなったという解釈でいいのか、その点。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>澤上議員のおっしゃるとおりでございます、本年の4月から10月の融資実績に基づきまして算定しておりましたら、昨年度比で179%、79%の伸びがございましたので、急きょ予算の範囲内での保証という形で進めていますので、保証額を1.79倍とりまして、当初見込んでいた額よりも今回の補正分追加して203万7,000円にするものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>6番。</p> <p>私は商工費のところ、今月の15日婚活事業が予定されてありますけれども、たまたま先般、三沢の出会いを求め異性と交流というふうにカップリングパーティーが開催されたというふうな記事があります。これも移住定住を促す取り組みの一環として三沢では位置づけをしているというふうなことですが、前回聞いたときには、カップルの誕生とかそういうふうなのは答弁ができないというふうなことでしたけれども、この記事見ますと、三沢では最後に2組のカップルが成立し、いろんな意味で会場から応援の声が上がったというふうなことで新聞に書いています。当町のほうについては、これまで何回かやっていますけれども、こういうふうな結果報告というのは、ちょっと前回聞いていなかったもので、いま一度もう一回お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、あと一点はですね、10款4項社会教育費のところですが、先般おいらせ町で県下小中学生将棋名人戦が開催されました。新聞見ますと、小学生の部では1人、百石小女子が</p>



<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p>	<p>きで7組ぐらいカップル成立はしております。</p> <p>以上であります。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、先般行われた青森県下小中学生の将棋名人戦の結果からお答えしたいというふうに思っております。</p> <p>これは先般11月下旬に行われたわけで、大体全体で66名の参加がありました。その中で平野議員がおっしゃったとおり、入賞者がBクラスで1人、たしか女子の部と女子の初心者の部で入賞者がいたというふうなことで、私も覚えておるんですが、実は、将棋教室を行って、その中で小学生への奨励というふうな形で、県下小中学生を35回ほど行ってきたわけなんですけど、今回確かに成績は余り芳しくなかったと私も思っております。将棋教室の中では、現在、棋道指導員と普及指導員、それと王将館の将棋ができる先生で将棋教室を実施しております。ただ、ご存じのとおり、最近の将棋ブームで将棋教室も昨年登録者数が110名ありましたけれども、ことし160名にふえて、今の指導体制の中では少し追いつかないなというふうなところがございまして、先般10月から青森支部の方々と別にですね、平日子供たちを対象に将棋を教えているところでございまして。その中で今後将棋の普及と将棋のレベルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>次に、図書館の利用者がふえているというふうなことでございますけれども、確かに平成29年12月1日から圏域の8市町村で図書館利用できるようになりました。これまでは青森県共通利用券とあとその本人の身分証明書が必要でございましたけれども、昨年の12月1日からは共通利用券はなくても他市町村の住民が図書館のカードをつくって利用できるというふうなことで八戸市の北部、要は多賀台とか浜市川とか、そういうふうな方々がですね、非常に利用がふえているというふうなことで利用者数、貸し出し数がふえているというふうなことでございます。</p> <p>次に、予算の関係というか、図書館のほうのことでございますけれども、現在町では150万円の予算の中で本の選奨をしております。内訳は、130万が本、そのほか20万円がAV関係の</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>資料というふうなことで、ここ29年から当時100万であったものを50万増額して150万で資料を購入しているというふうなことでございます。町民のニーズに応えるというふうなことで、あと社会情勢に合った本を購入するというふうなことは重要であります。ただ、予算の制約がございますので、現在住民が納得できる、利用者が納得できるというふうな状況ではございませんけれども、青森県県立図書館の本を年間4,000冊相互貸借で借りてきたり、あとは近隣の市町村、相互貸借で本を、ないものを取り寄せてお貸ししたりというふうなこともできますので、予算の関係もございますので、そういう形で今対応しているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、平野議員。</p> <p>婚活については、三沢のほうは商工会青年部が主催しているものですから、私は当町も商工のほうでかかわりがあるのかなというふうなことで質問しました。</p> <p>実際に4回ぐらい開催をして、その後の追跡の部分というのは余りしっかり町のほうに把握していないなというふうなことであれば結構です。</p> <p>あと、将棋のほうについては、非常に人数がふえてきて指導体制、そういうふうなものが大変だなというふうな思いがあります。ぜひ子供たちが今いろんな意味でブームとして来ているわけですから、夢をつなぐためにはやはり今課長言ったように県の将棋連盟とかさまざまなスタッフを依頼をして、ぜひ今受けている160名のいろんな思いを実現できるような指導体制をつくっていただきたいと思います。</p> <p>それとあと、図書館のほうの利用についてはですね、年間150万で本代が130万、今大体1冊新しい新刊出ますと千五、六百円の本、いいのですと2,000円以上もするわけで、専門的な部分になればもっと額になるわけですよ。こうなりますと、私は町長にお願いしたいんですけども、町長が公約に掲げている部分からいったらですね、この図書費というのは私はパーセンテージにすれば0.0何ぼしかないもので、もうちょっと増額して、</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>いろいろな意味で他の地区から来てもおいらせ町は違うなというふうな部分で定住促進につなげていくというふうな部分もあるかと思いますが、町長、この辺どう思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほど来、きのうから言っている財政の窮屈さもありますので、もし予算配分できるのであれば配分したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p>	<p>将棋の部分はよろしいですか。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>私も青森おいらせ将棋支部に入っておりますので、私自身ここ、指導している状況であります。そういうふうな事情をわかっておりますので、できるだけ仲間の輪をふやして、指導体制を強化して、できるだけ子供の夢をつなぐようにしたいというふうに考えております。平野議員の温かいお励まし、ありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>平野議員、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>私今どこかで、どこで質問しようかと思って迷っていましたが、たまたま平野議員が2款で質問をすべきことを今ここで質問を、議長が許可しましたので、私も自信持って今質問したいと思います。</p> <p>おいらせ町にパチンコ屋さんが3店舗ありますよね。旧下田に旧百石。このパチンコ店のメリット、例えば収入、たばこ消費税は恐らく本社のほうに行くのかな。私全然わかりませんので、この3店舗で税金がどのくらい入ってくるのか。町のメリットがどういうふうなものがあるのか教えてください。どこで質問してい</p>

答弁	西館議長	<p>いのかわかりません。議長、いいでしょう。</p> <p>大変でしょうけれども、ひとつよろしく。 税務課長。</p>
	税務課長 (福田輝雄君)	<p>わかる範囲で、大変申し訳ないんですけどもお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>パチンコ店に関しましては、その敷地にある建物に対する固定資産税と、あとパチンコ店にはそれぞれの機種がありますので、機種ごとに償却資産税という形で収入、固定資産税に含まれた形で入ってくる形になっております。</p> <p>あと、たばこにつきましても、パチンコ店の中ですね、それぞれの店舗で置いているものに対しての税金も入ってくる形になっております。</p> <p>それぞれ3店舗でどのくらいかというところとちょっと今個別の資料ないのでお話しすることできないんですけども、そういう形で主に固定資産税を中心とした形で町のほうには税収として入ってきているところになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	<p>松林議員。</p>
	14番 (松林義光議員)	<p>いや、初めてわかりました。</p> <p>たばこ消費税も店で買えば、何か、たばこ消費税が入ってくる。それから機種の税金も入って、あと固定資産税は当然入ってくると思いますけれども。</p> <p>わかりました。後で結構です。いつでも結構ですから、どのくらい、年間おいらせ町に入ってくるのか、後で教えてください。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、第6款から第12款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出全款についての質疑を終わります。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書 27 ページから 30 ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第 2 表継続費及び継続費に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>議案書 83 ページ及び一般会計補正予算に案する説明書 31 ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第 2 表及び継続費に関する調書についての質問を終わります。</p> <p>次に、第 3 表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>議案書 84 ページ及び一般会計補正予算に案する説明書 33 ページから 34 ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第 3 表地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 80 号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>次に、日程第 17、議案第 81 号、平成 30 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたし</p>

<p>当局の説明</p>	<p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ます。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、議案第81号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の85ページから87ページ、別冊、特別会計補正予算に関する説明書の1ページから7ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,626万7,000円とするものであります。</p> <p>その内容につきましては、歳出では、青森県人事委員会勧告に準じた職員の給与改定に伴う人件費の増額、歳入では、歳出の補正に対応し、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書1ページから7ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第81号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
--------------	--	---

当局の説明	西館議長	次に、日程第18、議案第82号、平成30年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第82号についてご説明申し上げます。 議案書の88ページから90ページ、別冊の補正予算に関する説明書の9ページから15ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、予算の総額を11億82万2,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、職員の人件費及び光熱費を増額し、歳入では、歳入歳出財源調整のため一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 説明書9ページから15ページになります。 質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第82号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***

当局の説明	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第19、議案第83号、平成30年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 （澤口 誠君）	議案第83号についてご説明申し上げます。 議案書の91ページから93ページ、別冊の補正予算に関する説明書の17ページから23ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、予算の総額を1億2,623万7,000円とするものであります。 その内容につきましては、歳出では、職員の人件費及び光熱費を増額し、歳入では、歳入歳出財源調整のため一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 説明書17ページから23ページになります。 質疑ありませんか。
	（議員席）	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	（議員席）	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第83号について採決いたします。

当局の説明	(議員席)	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第20、議案第84号、平成30年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>議案第84号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の94ページから96ページ、補正予算に関する説明書25ページから35ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に30万2,000円を追加し、予算の総額を23億9,272万円とするものです。</p> <p>その主な内容についてであります。歳出では、職員の給与改定に伴い人件費を増額、給付見込みにより保険給付費を組み替えし、歳入では、歳出の補正に合わせ、国、県支出金、介護給付費準備基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款及び給与費明細書についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書25ページから35ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長	<p>なしと認め、歳入歳出全款及び給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>	
(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p>	<p>これから議案第84号について採決いたします。          本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">**なしの声**</span></p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>次に、日程第21、議案第85号、平成30年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。          当局の説明を求めます。          病院事務長。</p>
	<p>病院事務長          (小向博明君)</p>	<p>それでは、議案第85号についてご説明申し上げます。          議案書の97ページになります。          本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に3,077万6,000円を追加し、収益予算の総額を10億187万5,000円とするものです。          別冊の事項別明細書の37ページから39ページをごらんください。          その主な内容につきましては、収益的支出では、人事委員会勧告と退職等による人件費118万4,000円の減額と建物、器械等の修繕費用200万円、損害賠償要求交渉委任委託料136万円、和解解決金を2,800万円増額し、収益的収入では、入院患者増を見込み、入院収益を141万6,000円とその他医療外収益の医療事故保険金の2,936万円を増額するものであります。          説明は以上であります。</p>
<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。          本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。          説明書37ページから43ページ、議案書97ページになります。          質疑ありませんか。          2番、澤上 訓議員。</p>	

質疑	2番 (澤上 訓君)	2番、澤上です。 ちょっとお聞きしたいことがあります。 医師の退職年齢というとなら65歳だったかなとは思っているんですけども、今現在の町立病院の医師の年齢構成といいますか、教えていただけませんか。
	西館議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (小向博明君)	現在医師の常勤が5名おまして、今一番年齢が高い方がことし59歳。あとは56歳が3名と51歳が1名の5名となっております。 以上になります。「定年」「退職者」の声あり) 済みません。 退職年齢は65歳と現在となっております。
	西館議長	2番、澤上議員。
質疑	2番 (澤上 訓君)	ただいま、59歳の方が1人、56歳の方が3名というふうなことで今お伺いしましたけれども、この56歳が3名いるということは、この方々が将来、例えばあと9年後ですか、退職の時期を迎えられて一気に退職することもあり得ますし、また、残って非常勤か何かの形で仕事をしていただくという方もいるかと思えますけれども、もしかすればやめてしまう方もいらっしゃるというふうなことも想像しながら、一気に医師が不足していく可能性もあるだろうというふうな心配もあります。 そこで、今後計画的に、医師の補充というのはなかなか難しいというのはわかっています。わかっていますけれども、例えばどういうふうにして今後医師をうまくおいらせ町の町立病院に入らせていただくというふうなことを、計画的に考えているものがあるれば教えていただきたいと思えます。 それと、奨学金をいただいて今現在行っている方というのは何人ぐらいあるのかもお願いします。
	西館議長	病院事務長。
答弁	病院事務長	澤上議員にお答えいたします。

質疑	(小向博明君)	<p>現在奨学金を貸与されている方は5名です……じゃなくて、現在貸している方は3名ですね。もう貸し終わった方は2名で、5名の就学資金の貸し付け者がおります。</p> <p>それと、現在の常勤5名で、退職年齢になるまでの間にこちらで非常勤医師も今8名ほど採用しておりまして、中枢連携の部分での八戸市民病院からの派遣医師も3名という形で来ております。実際当直と日直の部分で非常勤の医師の方勤務していることが多いんですけども、日中の外来の部分とか病棟の部分の勤務医のほうもこれから、今2名ほどいるんですけども増加させていきたいな、非常勤でもまあ週1回とか月数回とかという部分もあるんですけども、増加させていきたいなと計画をしております。</p> <p>就学資金の貸与されている方、今後10年で4名ほど採用なるんですが、その間に現在の常勤の先生方も4名ほどちょうど退職時に当たりますので、就学資金借りている方が10年以内にこちらの病院のほうに勤務していただければちょうど入れかえの時期に当たる。うまくいけるのかなとは現在考えております。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長	2番、澤上議員。
	2番 (澤上 訓君)	<p>5名の方々、既に貸与が終わった人が2名に、今現在進行中が3名いるというふうなことでお聞きしました。</p> <p>この方々が間違いなく町の病院に来て下さるのかどうか、それはちょっと私もわからないんですけども、そういう方々がぜひ町に恩返ししたいという思いを、何ていうんですかね、自分でそういう思いをもって病院に来たいというものの、そういう環境づくりといいますか、病院の内部ではそういう方々をぜひともよそへ逃げて行かないようにですね、環境づくりというものは非常に必要だと思うんですけども、その辺について医師、現在の医師の皆さんとの話し合いとかというものがもしあれば、必ず何人かは確保したいとかそういう話し合いとかの場が今まで、これまであったのかどうか。</p> <p>また、これからどういうふうにしたいというふうなことの考えがありましたら教えていただきたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、今の医師の部分になるんですけども、院長と今後の奨学資金の貸し付け者の計画ですね、予定を多少はちょっと話しているんですけども、まだ5名ではまだ足りないという部分では話し合いはしております。</p> <p>実は、こちらで貸与した年数分、勤めればまずその就学資金が免除になるという条件で貸し付けしておりますので、例えば6年間の学業部分で貸し付けて、その10年後に6年間病院に勤めればやめてもいいわけなので、この分についてはちょっと先が読めないんですが、今5名貸与している、ことし2名、3名なんですけど、2名がことしで終了で、来年からまた1名があと4年、5年ですか、貸与なるんですけども、あと数名また今後入れて行かなければならないなと考えております。</p> <p>院長は、まずそれでいいのかなということでは話をしております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>今医師の方の関係については2番議員が確保対策等にて奨学金の受給者、受けている人の話を聞いて、なかなか6年卒業して10年後に勤務するかどうかというのは、なかなか容易でないなというふうな、見通しはそう甘くないなというふうな思いがしました。というのは、奨学金を返せば勤めなくてもいいわけですから。そういうふうな意味では、将来的にもっと病院の勤務する、仕事をする環境整備をしなければ、若い人はなかなか働く意欲ないんじゃないかなというふうな思いがしますので、ここまず一つ、私の思いを伝えておきます。</p> <p>それから、この予算見ますと、収入で入院収益を141万6,000円、それから支出では人件費等の減額が118万4,000円減額あります。これを見ますと、今年度も経営状況がうまくいくのかなというふうな思いがありますけれども、昨年も12月</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>聞いたときは大丈夫だといいながら赤字になっていますけれども、この見込みをいま一度確認したいと思います。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、平野議員にお答えします。</p> <p>経営状況については、現状でいきますと、昨年度と比べて11月現在で比較しますと2,000万ほどちょっと収益的に減少しております。入院患者のほうがちよっと少なくなっております。大体1,000人ほど入院患者が少ない形になっております。今月に入って入院患者も60名、五十数名ですね、大体80%ほどの病床利用率になっておりまして、今後3月まで入院患者の動向が続けば、黒字にかなり近い線にいけるのかなと考えております。</p> <p>ことし4月から包括系病床も5床ふやしておりまして、その部分でも人件費の増加の部分に対応して収益が上がっているかと考えておりますので、今後、入院患者がそのまま推移すれば、かなり黒字に近い線までいくと考えています。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>6番、平野議員。</p> <p>ちょっと黒字に近い線ということは、今現在そうすれば非常に厳しい状況にあるというふうな形で理解をしておきます。</p> <p>あとちょっと町長から確認しますけれども、今この予算が損害賠償の和解解決金とそれから弁護士の委託費用、これが通るわけですけれども、この1カ月以内に支払いをするというふうなことであります。この時ですね、町長が開設者として、例えば病院の医師、そういうふうな部分についてはよくこういうふうな議会で議論が出て、こういうふうな形で予算を承認してもらいましたよというふうなことで、開設者として医師のほうにもちゃんとその旨説明をする考えがあるかどうか、ちょっと確認したいと思います。</p> <p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p>	<p>先ほど確かお話ししたと、損害賠償のときにお話ししたと思うんですけども、医師の確保も大変だし、難しい立場に立っているけれども、そういう部分で気をつけてほしいなということは先生方をお願いしなければならないなということを申しましたけれども、その部分で含めて議会からもこういう意見があったということと言えというんでありますので言いますから、報告しておきます。</p> <p>よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第85号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程終了の告知</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。演壇にてお願いします。 町長。</p> <p>議員各位には師走の大変ご多用のところ、平成30年第4回おいらせ町議会定例会にご参集いただき、また、提案いたしました、私の重要施策であります町学校給食費免除条例の制定には一部反対意見もありましたが、全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。 早いもので、今年3月に就任してから9カ月が過ぎようとして</p>



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成31年 1 月 31 日

議 長.....西 館 芳 信.....

署名議員.....田 中 正 一.....

署名議員.....高 坂 隆 雄.....